

SHIHO SHUSHUSEI BINRAN

THE LEGAL APPRENTICE  
HANDBOOK

1995

|    |    |    |    |    |    |    |
|----|----|----|----|----|----|----|
| 所長 | 副長 | 次長 | 課長 | 課員 | 係長 | 係員 |
| ●  | ●  | ●  | ●  | ●  | ●  | ●  |

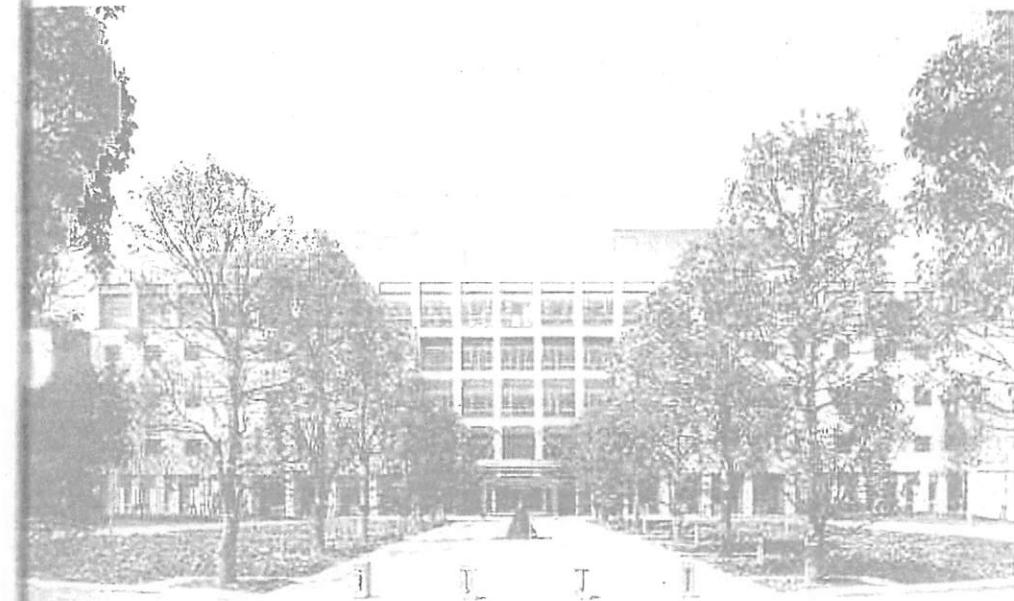
所付 総務課長

# 司法修習生便覧

1995

印刷部数 3000部  
平成 6年1月8日  
(資料課資料係)

印刷会社 杉田屋印刷



## 凡 例

法規の原文は縦書きであるが、この便覧には便宜上左横書きにして登載し、末尾に「(原文は縦書き)」と表示した。通達、通知で原文は縦書きのものも同様である。

## 目 次

(ページ)

|                                       |         |            |
|---------------------------------------|---------|------------|
| 沿 機 施 修 習 等 関係法規通達等                   | 革 構 設 等 | 1 5 6 9 16 |
| 1 裁判所法抜粋                              |         | 16         |
| 2 司法研修所規則                             |         | 17         |
| 3 司法研修所規程                             |         | 17         |
| 4 司法研修所事務局分課規程                        |         | 18         |
| 5 司法修習生に関する規則                         |         | 19         |
| 6 司法修習生の給与に関する規則                      |         | 22         |
| 7 司法修習生の規律等に関する規程                     |         | 22         |
| 8 司法修習生のバッジに関する規程                     |         | 26         |
| 9 司法修習生に関する規則第6条の運用について               |         | 27         |
| 10 司法修習生の実務修習中における外國旅行承認<br>申請の手続について |         | 28         |
| 11 司法修習生の規律等に関する規程第4条第1項<br>の運用等について  |         | 29         |
| 12 司法修習生指導要綱                          |         | 30         |
| 13 司法研修所いづみ寮在寮準則                      |         | 41         |
| 司法研修所職員名簿                             |         | 42         |
| 司法修習生の修習終了者数一覧表                       |         | 46         |
| 案 内 図                                 |         | 49         |

## 沿革

### 沿革

- 昭和14年 7月6日 勅令第445号をもって、司法研修所の前身ともいべき「司法研究所」が司法省の中に設置され、判検事の研究及び司法官試補の修習に関する事項を所管することとなる（戦時中は事实上その機能を停止した。）。
- 昭和21年 5月15日 勅令第289号をもって司法研究所を廃し、新たに司法省に「司法研修所」が設置され、從来司法研究所の所管した事項を承継するとともに、裁判所書記その他司法部内職員の研修に関する事項をも所管することとなる。
- 昭和22年 5月3日 新憲法の施行に伴い、裁判所法第14条により、裁判官その他裁判所職員の研修と司法修習生の修習に関する事項を所管するため、現在の司法研修所が最高裁判所に設置された。
- 10月14日 初代所長前沢忠成就任
- 12月1日 港区芝高輪南町旧毛利侯邸を仮庁舎として、第1期司法修習生の一部につき修習を開始
- 昭和23年 6月30日 千代田区紀尾井町3番地元行政裁判所跡に一部竣工した庁舎に移転
- 11月22日 本庁舎の落成式を挙行
- 昭和24年 2月20日 文京区指ヶ谷町77番地（現在の文京区白山二丁目36番10号）に司法研修所小石川分室（寄宿寮）の一部たる本部及び中寮の1棟が竣工、第1期司法修習生は仮寄宿寮（澁野川旧陸軍第一造兵廠建物）からこれに移転
- 5月17日 第1期司法修習生（昭和22年度採用）の修習終了
- 昭和25年 3月20日 司法研修所小石川分室全棟完成
- 3月31日 第2期司法修習生（昭和23年度採用）の修習終了
- 昭和26年 3月15日 特別講堂などを増築
- 3月31日 第3期司法修習生（昭和24年度採用）の修習終了
- 昭和27年 3月31日 第4期司法修習生（昭和25年度採用）の修習終了
- 5月30日 所長前沢忠成転出
- 6月2日 2代所長松田二郎就任
- 12月1日 創立5周年記念式を挙行
- 昭和28年 4月6日 第5期司法修習生（昭和26年度採用）の修習終了
- 昭和29年 4月8日 第6期司法修習生（昭和27年度採用）の修習終了

沿革

7月1日 司法修習生指導要綱を制定  
 昭和30年 4月7日 第7期司法修習生（昭和28年度採用）の修習終了  
 昭和31年 4月5日 第8期司法修習生（昭和29年度採用）の修習終了  
 昭和32年 4月1日 第5講堂などを増築  
         4月4日 第9期司法修習生（昭和30年度採用）の修習終了  
         12月1日 創立10周年記念式を挙行  
 昭和33年 4月3日 第10期司法修習生（昭和31年度採用）の修習終了  
         9月24日 所長松田二郎転出  
         9月24日 3代所長安倍惣就任  
 昭和34年 4月6日 第11期司法修習生（昭和32年度採用）の修習終了  
         10月27日 図書室などを増築  
 昭和35年 4月7日 第12期司法修習生（昭和33年度採用）の修習終了  
 昭和36年 4月13日 第13期司法修習生（昭和34年度採用）の修習終了  
 昭和37年 4月9日 第14期司法修習生（昭和35年度採用）の修習終了  
         9月24日 所長安倍惣退任  
         10月16日 4代所長相島一之就任  
         12月1日 創立15周年記念式を挙行  
 昭和38年 3月30日 第4講堂などの増改築及び中講堂を第6、第7講堂に増改築  
         4月8日 第15期司法修習生（昭和36年度採用）の修習終了  
 昭和39年 3月20日 第2、第3講堂を第1、第2、第3講堂に増改築  
         4月9日 第16期司法修習生（昭和37年度採用）の修習終了  
         10月19日 所長相島一之転出  
         11月7日 5代所長鈴木忠一就任  
 昭和40年 4月8日 第17期司法修習生（昭和38年度採用）の修習終了  
 昭和41年 4月7日 第18期司法修習生（昭和39年度採用）の修習終了  
 昭和42年 3月30日 松戸市新作1035番地に司法研修所松戸分室（合宿舎）完成  
         4月6日 第19期司法修習生（昭和40年度採用）の修習終了  
         7月20日 合宿舎を松戸分室に移転して、小石川分室を廃す。  
         12月1日 創立20周年記念式を挙行  
 昭和43年 4月4日 第20期司法修習生（昭和41年度採用）の修習終了  
 昭和44年 4月7日 第21期司法修習生（昭和42年度採用）の修習終了  
 昭和45年 4月7日 第22期司法修習生（昭和43年度採用）の修習終了  
         9月25日 所長鈴木忠一退任  
         10月5日 6代所長守田直就任

沿革

昭和46年 3月20日 文京区湯島四丁目6番6号（旧裁判所書記官研修所跡）に新庁舎竣工  
         4月5日 第23期司法修習生（昭和44年度採用）の修習終了  
         4月8日 文京区湯島四丁目6番6号の新庁舎に移転  
         6月1日 新庁舎の落成式を挙行  
         7月1日 第23期司法修習生（昭和44年7月採用）の修習終了  
 昭和47年 4月10日 第24期司法修習生（昭和45年度採用）の修習終了  
 昭和48年 4月9日 第25期司法修習生（昭和46年度採用）の修習終了  
 昭和49年 4月11日 第26期司法修習生（昭和47年度採用）の修習終了  
         9月20日 所長守田直退任  
         9月20日 7代所長大塚正夫就任  
 昭和50年 4月10日 第27期司法修習生（昭和48年度採用）の修習終了  
 昭和51年 4月8日 第28期司法修習生（昭和49年度採用）の修習終了  
 昭和52年 4月7日 第29期司法修習生（昭和50年度採用）の修習終了  
 昭和53年 4月6日 第30期司法修習生（昭和51年度採用）の修習終了  
         11月21日 最高裁判所司法研修所共済組合診療所開設  
 昭和54年 3月1日 所長大塚正夫転出  
         3月1日 8代所長安岡満彦就任  
         4月8日 第31期司法修習生（昭和52年度採用）の修習終了  
 昭和55年 4月7日 第32期司法修習生（昭和53年度採用）の修習終了  
 昭和56年 4月6日 第33期司法修習生（昭和54年度採用）の修習終了  
         10月19日 所長安岡満彦転出  
         10月19日 9代所長田宮重男就任  
 昭和57年 4月12日 第34期司法修習生（昭和55年度採用）の修習終了  
 昭和58年 4月6日 第35期司法修習生（昭和56年度採用）の修習終了  
         4月11日 所長田宮重男退任  
         4月11日 10代所長沖野威就任  
 昭和59年 3月15日 新館（裁判官研究室）を増築  
         4月4日 第36期司法修習生（昭和57年度採用）の修習終了  
 昭和60年 4月4日 第37期司法修習生（昭和58年度採用）の修習終了  
         10月24日 所長沖野威転出  
         10月24日 11代所長柳瀬隆次就任  
 昭和61年 4月3日 第38期司法修習生（昭和59年度採用）の修習終了  
 昭和62年 4月2日 第39期司法修習生（昭和60年度採用）の修習終了

## 沿革

昭和63年 4月4日 第40期司法修習生（昭和61年度採用）の修習終了  
11月18日 所長柳瀬隆次転出  
11月18日 12代所長小野幹雄就任  
平成元年 4月3日 第41期司法修習生（昭和62年度採用）の修習終了  
平成2年 4月3日 第42期司法修習生（昭和63年度採用）の修習終了  
平成3年 4月2日 第43期司法修習生（平成元年度採用）の修習終了  
6月4日 所長小野幹雄転出  
6月4日 13代所長山口繁就任  
平成4年 4月1日 第44期司法修習生（平成2年度採用）の修習終了  
平成5年 4月1日 第45期司法修習生（平成3年度採用）の修習終了  
平成6年 3月3日 所長山口繁転出  
3月3日 14代所長櫻井文夫就任  
3月15日 埼玉県和光市南二丁目3番8号に新庁舎竣工  
4月1日 第46期司法修習生（平成4年度採用）の修習終了  
4月4日 埼玉県和光市南二丁目3番8号の新庁舎に移転  
6月3日 新庁舎の落成式を挙行

## 機構

### 機構

司法研修所は、裁判官及び司法修習生の人格識見の向上、司法に関する理論と実務の研究又は修得を指導するために、最高裁判所に設置された機関であって（「司法研修所規程第1条」 p.17），司法研修所教官の中から補せられた司法研修所長が、最高裁判所長官の監督を受けてその事務を掌理し、司法研修所の職員を指揮監督する。

司法研修所の研修の組織は、裁判官の研修を扱う第一部と司法修習生の修習を扱う第二部に分けられる。

司法研修所の職員は、裁判官の研修及び司法修習生の修習の指導を直接担当する司法研修所教官と、司法研修所の庶務を処理する事務局の職員とに大別される。

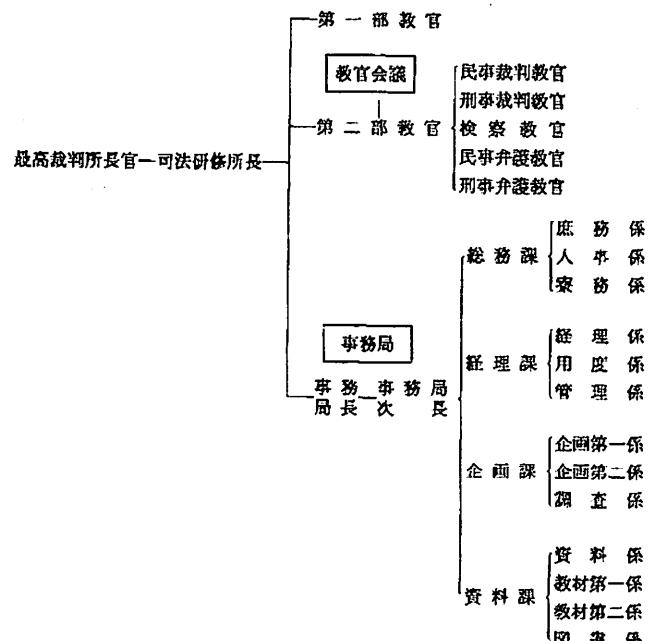
司法修習生を担当する教官（第二部教官）は、司法修習生の修習科目である民事裁判、刑事裁判、検察、民事弁護、刑事弁護の5科目のいずれかを専任しており、その担当する科目について実務の経験の深い裁判官、検察官、弁護士がこれに充てられる。

事務局は、司法研修所事務局分課規程（p.18）に基づいて司法研修所の庶務全般を分掌している。事務局長は、判事又は判事補をもって充てられ（司法行政上の職務に関する規則）、所長の命を受けて事務局の事務を掌理し、事務局の職員を指揮監督する。

#### 2 司法修習生の修習に関する事務は次のように運営される、

司法修習生の修習指導に関する必要な事項は司法研修所長が定めるが、そのうち修習の企画その他の重要な事項を定めるには、所長を議長とする第二部の教官会議の議を経る、その実施についての具体的な細目は、各科目の教官がそれぞれ協議の上定める。

## 施 設



## 施 設

### 1 概 要

司法研修所は、昭和46年4月東京都文京区湯島四丁目6番6号の旧裁判所跡に新庁舎を建設、ここで約23年の歳月を経たが、司法試験制度改革に伴う司法修習生の増加に対応するため、埼玉県和光市南二丁目3番8号（キャンプ朝霞跡地の留保地の一部）に新庁舎を建設し、平成6年4月4日現庁舎に移転した。

現庁舎は、平成4年11月起工、平成6年3月15日に建物が完成したので、敷地約65,000平方メートルの構内には、本庁舎5棟、合宿舎2棟、体育館1棟の計8棟（延べ床面積約51,000平方メートル）で構成されているほか、グラウンド、テニスコートの屋外運動施設も整備されている。

敷地周辺は、緑豊かな和光樹林公園、大泉中央公園に囲まれ、研修、研究のために、極めて恵まれた環境である。

## 施 設

### 2 本 庁 舎

本庁舎は、本館（事務棟）、西館（司法修習棟）、大講堂、東館（裁判官研究棟）、図書館から成り、施設規模は次のとおりである。

#### 構 造

本 館 鉄筋コンクリート造5階建

西 館 鉄筋コンクリート造4階建

大 講 堂 鉄筋コンクリート造3階建

東 館 鉄筋コンクリート造3階建

図 書 館 鉄筋コンクリート造地下1階地上3階建

本館には、所長室、教官室、事務局職員の事務室のほか、模擬法廷室3、OA教室がある。西館には、階段教室12、中教室12、演習室4、中講堂のほか、談話室、ラウンジ等がある。東館には、研究室等がある。講堂、教室、研究室等には、AV機器が設置され、視聴覚教育の充実が図られている。図書館には、図書室、食堂、喫茶、売店、診療所、多目的ホール等がある。

### 3 合 宿 舎

合宿舎は、司法修習生宿泊棟（いづみ寮）、裁判官宿泊棟（ひかり寮）から成り 司法修習生宿泊棟は、鉄筋コンクリート造7階建、裁判官宿泊棟は、鉄筋コンクリート造3階建である。

修習生居室の広さは約18平方メートル（ベランダを含む。）で、机、椅子、本棚、ベッド、ユニットバス（トイレ付）、エアコン、電話、下足入れ、洋服入れ、物入れが設備されている。居室数は471室（うち、身障者用居室3室）である。

各階の主要室は、次のとおりである。

1階 事務室 ロビー 談話室（和室） 応接室 自販機室 給湯室 塗装室  
コピーリンク室 ランドリー室 居室39室（うち身障者用居室3室）

2階 居室72室 セミナールーム 談話室（洋室） ランドリー室 給湯室

3、5～7階は、2階と同じ

4階 居室72室 資料室 談話室（洋室） ランドリー室 給湯室

居室は洋室で、1室の定員は1人と定められている。入居者は、一定の寮費を納入しなければならない。食事は、図書館2階の食堂を利用できる。

## 施 設

## 4 図 書 室

## (1) 概 况

司法研修所図書室は、旧司法省司法研修所から承継した蔵書約2,000冊を基に発足した。

以来、銳意図書資料の収集に努めてきたところ、蔵書も増加し、利用者も漸増したので、昭和34年紀尾井町庁舎図書室が増築され、昭和46年湯島庁舎において、図書室の拡大、充実が図られてきた。

現庁舎の図書室は、図書館の3階全フロアを占め、書庫、閲覧室、事務室等がある。

書庫は開架式で、収容可能冊数は約100,000冊であり、閲覧室は約200人分の閲覧席を備えている。

## (2) 蔵 書

法律学及びその補助科学の理論と実務に関する専門書、法学教育及び法曹教育についての図書資料のはか、教養図書も備えており、平成6年7月1日現在の蔵書は70,157冊（和書59,525冊、洋書10,632冊）である。分類別図書数は右表のとおりであり、その他、最高裁判所、法務省等の官庁資料、内外の法律専門雑誌を収めている。

洋書は大部分が法律関係の図書であり、このうち、独法関係は司法研究所当時の蔵書を承継したもの、故

氏の寄贈図書などを基本としている。そのほか、司法法規集、一般的教科書、注釈書等を収集しており、一応の調査に事を欠かない。また、英米法関係は特に米法関係図書の充実に努め、Hornbook Series、American Casebook Seriesなどの基本的図書を中心に Supreme Court Reporter、U.S. Code Annotatedなどの判例集、法令集を加え、体系的な収集ができている。平成6年には、故■氏の寄贈にかかる英米法関係等の図書を収めた■文庫のコーナーを設けた。仏法関係は、英米法、独法に比べるとまだ不十分である。その他、中国法、韓国法、イスラエル法関係の図書も若干備えている。

## (和 書)

| 分類別   | 図書数    |
|-------|--------|
| 0総記   | 2,419  |
| 1哲学   | 1,230  |
| 2歴史   | 920    |
| 3社会科学 | 8,518  |
| 32法律  | 41,729 |
| 4自然科学 | 324    |
| 5工学技術 | 122    |
| 6産業   | 162    |
| 7芸術   | 581    |
| 8語学   | 635    |
| 9文学   | 2,885  |
| 計     | 59,525 |

(平成6.7.1現在)

## (洋 書)

| 区分   | 図書数    |
|------|--------|
| A英米法 | 5,479  |
| G独法  | 4,355  |
| F仏法  | 409    |
| その他  | 389    |
| 計    | 10,632 |

(平成6.7.1現在)

## 修 習 等

雑誌は、国内大学法学部の機関誌その他の法律雑誌を備えている。外国の雑誌は、The Criminal Law Review, Journal of Legal Education, Deutsche Richterzeitung のほか、米国の著名な大学のレビューなどが受け入れられている。

## (3) カード目録

閲覧用カード目録は、著者目録、書名目録、分類目録の3種を設けている。著者目録は、全蔵書を著者氏名のアルファベット順に編成して、著者による図書の検索に備え、書名目録は、図書名をアルファベット順に編成して、書名による検索に備え、分類目録は、全蔵書を一定の分類体系（和書は日本十進分類法による。）に編成して、図書を一括検索することができるようになっている。

## (4) 利用方法

司法修習生に対しては、身分証明書の提示により室外貸出しもできる。

## 5 運動施設等

敷地内に屋外運動施設として、グラウンド（ソフトボール2面、サッカー兼用）、テニスコート4面がある。

体育館は、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）2階建で、アリーナ（バレー・ボールコート2面の広さ）、アスレティックルームのほか、更衣室及びシャワー室があり、器具庫には、各種運動器具が備え付けられている。

西館1階に修習生談話室があり、図書館1階に休憩室、2階には裁判所共済組合委託業者経営の食堂、喫茶がある。また、合宿舎内にも各階に談話室が設置されている。

## 修 習 等

旧憲法の下においては、判事と検事の養成を目的とする司法官試補の制度があり、それとは別に弁護士養成のために弁護士試補の制度があつて、いずれも修習期間は1年6箇月であった。新憲法の下においては、法曹一体の要請に応えて、裁判官、検察官又は弁護士のいずれを志望するにせよ、司法修習生として少なくとも2年間修習をしなければならないことになり（裁判所法第67条）、司法研修所がその修習に関する事務を主管することになった（裁判所法第14条）。

以下、司法修習生の採用から修習を終えるまでの過程の概略を説明し、それによって修習制度の実際を紹介することとする。

## 1 採用

昭和24年5月、従来行われていた高等試験司法科試験が廃止され、司法試験がこれに代わって実施されるようになった。司法修習生は、この試験に合格した者のうちから最高裁判所が命ずる（裁判所法第66条）。司法試験の合格年度のいかんを問わないし、また、旧高等試験司法科試験に合格した者にも同様に採用される資格がある。

## 2 修習

(1) 司法修習生に関する規則（p.19）によれば、司法修習生の修習目的は、「高い識見と円満な常識を養い、法律に関する理論と実務を身につけ、裁判官、検察官又は弁護士にふさわしい品位と能力を備える」ことにある。司法修習生の2年間の修習は、この理想ができるかぎり実現するように行わなければならない。

第1に留意すべきことは、司法修習生の修習は、裁判官、検察官又は弁護士すなわち法律実務家となるべき者の修習であることである。法律実務家は、いずれも「生きた事件」を取り扱うものであるが、「生きた事件」は一見簡単に見えるものでも複雑な社会関係から生じたものであって、決して簡単ではない。「生きた事件」の事実関係をいかに把握し、いかに判断するかということが、法律実務家の仕事の中核を形成するのであり、これに関する修習こそ司法修習生の修習の中心をなすものである。この点において、司法修習生の修習は単なる法律理論の探究とは趣を異にする。しかし、法律実務家の仕事は、本来学問的理論的要素を多分に含むものであって、この面の研究を軽視すべきでないことも当然であり、実務に即した学問、実務に即した理論の修得に努めるべきである。

第2に、司法修習生の修習は、法律専門家となるための修業である。いずれの職業分野であっても、専門の道の修業は決してはたから見るような容易なものではない。法律実務家たるための修業も同様である。いずれの専門も技術的な面を多分に伴うものであるが、法律実務家たるために多くの技術の修練を必要とする。司法修習生は、この技術的な面を軽視してはならない。要は、技術を重んじつつ、その技術の奉仕すべき目的を見失わないことである。

第3に留意すべきことは、司法研修所が、単に裁判官だけの養成機関でもなく、同様に検察官あるいは弁護士だけの養成機関でもなく、広く法律実務家を養成するための機関であるということである。司法修習生は、将来の志望のいかんにかかわらず、裁判、検察及び弁護の3部門について、虚心坦懐、偏らない修習をするよう心掛けなければならない。そうすることによって司法修習生は、将来そのうちいずれの道をとるにせよ、法曹全体に対する理解を深め、「法曹は一つである」ことを体

得するに至るのである。

(2) 新たに採用された司法修習生は、司法研修所で4箇月間のいわゆる前期修習を行う。前期修習終了後、あらかじめ司法研修所長の定めた実務修習地において、裁判所8箇月、検察庁4箇月及び弁護士会4箇月の実務修習を行い、これが終わると再び司法研修所に帰って、4箇月間のいわゆる後期修習をすることになる。司法修習生の修習指導の方針については「司法修習生指導要綱」(p.30)が制定されている、これにのっとった指導が行われている。

ア 司法研修所での前期の修習においては、司法修習生は、約60人を1組として編成され、民事裁判、刑事裁判、検察、民事弁護及び刑事弁護の各教官1人ずつ計5人の教官が各組の担当教官となって修習指導に当たる。

この前期の修習は、まず、裁判、検察及び弁護制度の機構とその手続の概略を実務の面から説明し、その各自の使命を明らかにすることから出発する。そこでは、大学で学んだ法律学と司法研修所で行う実務に即した修習との関係、殊に、法律実務は、既に確定された事実に対して法律を適用していくものではなく、まず生きた事実をいかに把握し、いかに判断し、確定するかが重要であることが強調される。修習は、講義、問題研究のほか、現実の事件記録を若干修正し縮集したもの（修習記録と呼んでいる。）を用いて行う文書作成（訴状、起訴状、判決書等の起案）とその講評、討論とを主眼とし、司法修習生が主体となって積極的に取り組むプログラムも用意されている。また、視聴覚教育機器を活用し、訴訟手続、捜査手続等のビデオソフト教材により、実務の実際的確な理解や事実認定能力の向上に役立てている。

そのほか、課外セミナー（選択必修）として、法律実務家に必要な補助科学（法医学、精神医学、供述心理、簿記・会計等）や近時の実務の動向などに関する専門の研究者、実務家の講義、英、米、独、仏等外国法の文献輸送や共同研究などがある。また、一般教養科目として人文・社会・自然科学に関する一般講演、能楽、文楽、音楽の鑑賞及び刑務所や工場などの見学が行われる。もっとも、時間の関係上これらは十分とはいえないが、司法研修所の期待するところは、これらが契機となって司法修習生が各般のことに関心と興味を持つに至ることである。ほかにレクリエーションとして、ソフトボールなども日程に織り込まれている。

イ 実務修習庁会における修習の順序は、各地の指導連絡委員会が決定する（「司法修習生指導要綱」第一章第五）、修習地ごとに区々となっているが、修習はすべて「生きた事件」について行われる。

裁判所における8箇月は民事・刑事の各4箇月に分かれ、配属された部の裁判

## 修習等

官の指導の下に、弁論、和解、公判等を傍聴し、裁判長の訴訟指揮や証拠調べ等を実地に見聞することにより、裁判所の訴訟運営と心証形成の過程を知り、判決書の起案についても指導を受ける。この間家庭裁判所の実務についても若干の修習が行われる。

検察庁においては、指導係検事の指導の下に、被疑者、参考人の取調べ等の検査修習を通して事件処理を体得し、起訴状あるいは不起訴裁定書の起案の指導を受けるほか、公判の立会いに同席して訴追官の側から見た刑事訴訟手続を修習する。

弁護士会においては、個々の法律事務所に配属され、担当弁護士の指導により、依頼者から具体的事情を聴取して訴状、答弁書、準備書面などの起案をし、弁論あるいは公判に同席して証人尋問や弁論の要領を見聞するほか、交渉、契約締結等の訴訟外活動や検査段階の弁護活動など弁護士としての実務を修習する。

実務修習の結果を整理して指導官・指導弁護士に報告するため、司法修習生は実務修習結果簿を作成する。

ウ 各実務修習会における1年4箇月の実務修習を終え、再び司法研修所に帰ってくるのは通常11月下旬である。そして翌年の4月初旬まで4箇月間司法研修所において前期と同様の要領で後期の修習が行われる。前期の修習には実務修習のための準備教育としての意味があるのに対して、後期の修習は総仕上げの性質をもち、したがって、各科目とも前期より高度のものである。また、後期においては、通常の講義等のほか、民事交際尋問、刑事模擬裁判などの司法修習生参加型プログラムが用意される。さらに、課外セミナー（自由選択）として、より実務的な問題や社会経済の変化に伴って生じたホットな法律問題を取り上げたセミナーを行っており、そのほか一般講演や歌舞伎鑑賞が実施されるなど非常に充実した日程となっている。

このようにして2年間の修習を終え、後述する考試に合格した司法修習生は、各自の志望する法曹の各分野へ進立つ。ちなみに、平成6年春までの司法研修所出身者の総数は18,953人（うち女子1,311人）に達している。

なお、司法研修所と実務修習会とは常に緊密な連絡が保たれているが、修習指導の適正調整を図るために、毎年ブロック別に司法研修所教官と実務修習会の指導担当者との修習指導に関する連絡協議会を行っている。

## 修習等

### 3 身分等

司法修習生は公務員ではないが、給与、規律その他の身分関係については公務員に準じた取扱いを受ける。すなわち、司法修習生は「修習期間中国庫から一定額（平成6年4月1日現在月額197,900円）の給与」を受けるほか「一般職の国家公務員の例による給与」として、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当の支給を受ける。また国家公務員等共済組合法の適用を受け、毎月一定額の掛金を負担し、療養費、出産費その他所定の各給付を受ける資格を取得することとなる。研修所入所、滞在などに必要な旅費についても公務員に準じた取扱いを受ける。

その反面、司法修習生は、修習の全期間を通じて司法研修所長の監督に服するとともに、実務修習期間中はその配属地の高等裁判所長官、地方裁判所長、検事長、検事正又は弁護士会長の監督をも受ける。また、司法修習生は、最高裁判所の許可なくして、公務員となり、又は他の職業に就き、あるいは財産上の利益を目的とする業務を行うことができないし、修習に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない義務を負うなど、公務員と同様の規律を受ける。そして、一定の事由に該当するときは、最高裁判所はその司法修習生を罷免することができる。

### 4 考試

司法修習生は、少なくとも2年間修習をした後、最高裁判所に置かれる司法修習生考試委員会の行う試験（考試）に合格して初めて司法修習生の修習を終え、判事補、検事、弁護士となる資格を取得する。この考試では、例年、裁判、検察、弁護の実務についての筆記と口述及び一般教養についての筆記の各試験が行われ、合否は、考試の結果と司法研修所及び実務修習会における修習成績とによって、司法修習生考試委員会が決定する。

## 修 習 等

(日程の一例)

| 平成6年度採用(第48期) 司法修習生の司法研修所における前期日程抜粋 |    |   |  |                                |        |
|-------------------------------------|----|---|--|--------------------------------|--------|
| 月                                   | 日  | 曜 | 1限目  | 2限目                            | 3限目    |
| 5                                   | 6  | 金 | 民事弁護起案2(自宅)  |                                |        |
| "                                   | 9  | 月 | 民事裁判研究<br>民事裁判教官   | 刑事裁判講義3<br>刑事裁判教官              | 民事訴訟法3 |
| "                                   | 10 | 火 | 刑事裁判起案1(自宅)  |                                |        |
| "                                   | 11 | 水 | 検察実務家講義<br>東京地檢検事<br>司法研修所付  | 刑事裁判起案1討論<br>刑事裁判教官            |        |
| "                                   | 12 | 木 | 法廷傍聴(1~6組)<br>刑事弁護起案1(自宅)(7~12組)   |                                |        |
| "                                   | 13 | 金 | 刑事弁護起案1(自宅)(1~6組)<br>法廷傍聴(7~12組)   |                                |        |
| "                                   | 16 | 月 | 検察起案1講評<br>検 察 教 官   | 同 左                            | 刑事訴訟法4 |
| "                                   | 17 | 火 | 民事裁判演習講評<br>民事裁判教官   | 同 左                            | 民事訴訟法5 |
| "                                   | 18 | 水 | 民事裁判問題研究1(自宅)  |                                |        |
| "                                   | 19 | 木 | 検察講義3<br>(7~12組)<br>検 察 教 官  | 刑事裁判問題研究1<br>(7~12組)<br>刑事裁判教官 |        |
| "                                   | 20 | 金 | 見学旅行<br>(1~6組)   | 自由研究(1~6組)                     |        |
| "                                   |    |   | 見学<br>(川越少年刑務所(7組), 府中刑務所(8組),<br>市原刑務所(9組), 千葉刑務所(10組),<br>八王子医療刑務所(11組), 横浜刑務所(12組),<br>板木刑務所(7~10組女子), 愛光女子学園(11, 12組女子)) |                                |        |

## 修 習 等

|   |    |   |  |                                   |
|---|----|---|--|-----------------------------------|
| 5 | 23 | 月 | 検察事例研究(即日)   | 民事訴訟法4<br>刑事訴訟法6                  |
| " | 24 | 火 | 検察事例研究討論講評<br>〔A班-中教室〕<br>検 察 教 官  | 刑事弁護起案1討論<br>〔A班-教室〕<br>刑事弁護教官    |
| " | 25 | 水 | 刑事弁護起案1討論<br>〔B班-教室〕<br>刑事弁護教官   | 検察事例研究討論講評<br>〔B班-中教室〕<br>検 察 教 官 |
| " | 26 | 木 | 民事弁護起案2講評<br>民事弁護教官  | 歌舞伎の話<br>同 左                      |
| " | 27 | 金 | 検察講義3<br>(1~6組)<br>検 察 教 官   | 刑事裁判問題研究1<br>(1~6組)<br>刑事裁判教官     |
|   |    |   | 見学旅行<br>(7~12組)  | 自由研究(7~12組)                       |
|   |    |   | 見学<br>(横浜刑務所(1組), 府中刑務所(2組),<br>千葉刑務所(3組), 川越少年刑務所(4組),<br>市原刑務所(5組), 八王子医療刑務所(6組),<br>板木刑務所(1~4組女子), 愛光女子学園(5, 6組女子)) |                                   |
| " | 30 | 月 | 民事弁護起案3(即日)  |                                   |
| " | 31 | 火 | 民事裁判問題研究1講評<br>民事裁判教官  | 同 左                               |
|   |    |   |  | 刑事弁護起案1講評<br>刑事弁護教官               |

## 裁判所法抜粋

### 関係法規通達等

#### 1 裁判所法抜粋（昭和22年4月16日公布、同年5月3日施行） （法律 第 59 号）

第14条（司法研修所）裁判官その他の裁判所の職員の研究及び修養並びに司法修習生の修習に関する事務を取り扱わせるため、最高裁判所に司法研修所を置く。

第55条（司法研修所教官）最高裁判所に司法研修所教官を置く。

司法研修所教官は、上司の指揮を受けて、司法研修所における研究、修養及び修習の指導を掌る。

第56条（司法研修所長）最高裁判所に司法研修所長を置き、司法研修所教官の中から、最高裁判所が、これを補する。

司法研修所長は、最高裁判所長官の監督を受けて、司法研修所の事務を掌理し、司法研修所の職員を指揮監督する。

第66条（採用）司法修習生は、司法試験に合格した者の中から、最高裁判所がこれを命ずる。

前項の試験に関する事項は、別に法律でこれを定める。

第67条（修習・試験）司法修習生は、少くとも2年間修習をした後試験に合格したときは、司法修習生の修習を終える。

司法修習生は、その修習期間中、国庫から一定額の給与を受ける。

第1項の修習及び試験に関する事項は、最高裁判所がこれを定める。

第68条（罷免）最高裁判所は、司法修習生の行状がその品位を辱めるものと認めるときその他司法修習生について最高裁判所の定める事由があると認めるときは、その司法修習生を罷免することができる。

第75条（評議の秘密）合議体である裁判の評議は、これを公行しない。但し、司法修習生の傍聴を許すことができる。

評議は、裁判長が、これを聞き、且つこれを整理する。その評議の経過並びに各裁判官の意見及びその多少の数については、この法律に特別の定がない限り、秘密を守らなければならない。

（原文は縦書き）

## 司法研修所規則

#### 2 司法研修所規則（昭和22年12月1日施行） （最高裁判所規則第11号）

改正 昭和23最高裁判所規則第25号、昭和24第15号、昭和25第13号、昭和26第2号、昭和27第9号、昭和40第14号、昭和47第4号、昭和56第1号

第1条 司法研修所に最高裁判所が定める員数の職員を置く。

第2条 最高裁判所は、必要があると認めるときは、裁判官、検察官、弁護士又は学識経験のある者に司法研修所教官の事務の一部を嘱託する。

第3条 司法研修所の庶務を掌らせるため、司法研修所に事務局を置く。

司法研修所に事務局長及び事務局次長を置き、裁判所事務官の中から、最高裁判所が補する。

司法研修所事務局長は、司法研修所長の命を受けて、事務局の事務を掌理し、事務局の職員を指揮監督する。

司法研修所事務局長は、事務局長を助け、事務局の事務を整理する。

司法研修所事務局にその事務を分掌させるため、課を置き、各課に課長を置く。

課長は、裁判所事務官を以て充て、上司の命を受けて、その課の事務を掌理する。

第4条 最高裁判所は、必要があると認めるときは、司法研修所の支部を設ける。

（原文は縦書き）

#### 3 司法研修所規程（昭和22年12月1日施行） （最高裁判所規程第6号）

改正 昭和24最高裁判所規程第13号、昭和25第6号、昭和26第3号、昭和29第4号、昭和32第3号、昭和40第3号、昭和57第3号

第1条 司法研修所は、裁判官その他の裁判所職員（裁判所書記官、裁判所速記官、裁判所速記官補、家庭裁判所調査官及び家庭裁判所調査官補を除く。）及び司法修習生の人格観見の向上並びに司法に関する理論及び実務の研究又は修得を指導する。

第2条 司法研修所の研修は、左の各号によりこれを行う。

- 一 合同研修
- 二 個別研究
- 三 その他の研修

第3条 前条第1号の研修の組織を左の3部に分ける。

- 第一部 裁判官の研修
- 第二部 司法修習生の修習

### 司法研修所事務局分課規程

#### 第三部 裁判所事務官の研修

前条第3号の研修は、講演又は資料の配布その他の方法によりこれを行う。

第4条 第2条第2号並びに第一部及び第三部の研修については、研修の期間、場所及び研修に参加する者その他の重要な事項は、最高裁判所がこれを定める。

前項に定めるものを除いて、研修に関し必要な事項は、司法研修所長が、これを定める。ただし、第二部の研修の企画その他の重要な事項を定めるには、教官会議の議を経なければならない。

教官会議は、第二部の研修を担当する司法研修所教官でこれを組織し、司法研修所長が、その議長となる。

司法研修所長は、司法研修所規則第2条の規定により嘱託を受けた者を教官会議に参加させることができる。

第5条 司法研修所長は、研修を終えた者に研修の結果を報告させることができる。

司法研修所長は、第一部及び第三部の研修を終えた者の氏名及び研修の結果を最高裁判所長官に報告する。

第6条 司法研修所長は、研修の目的を達するために必要な調査又は研究を適当なものに委嘱することができる。

司法研修所長は、前項の規定により委嘱した調査又は研究の結果を最高裁判所長官に報告する。

第7条 司法研修所長は、毎年3月末までに、翌年度の研修計画の大綱を定め、これを最高裁判所長官に申し出なければならない。

第8条 この規程に定めるものの外、司法研修所に関し必要な事項は、司法研修所長がこれを定める。

(原文は縦書き)

#### 4 司法研修所事務局分課規程（昭和24年7月1日施行） （最高裁判所規程第14号）

改正 昭和59最高裁判所規程第3号、平成3第3号、平成6第2号

第1条 司法研修所事務局に次の課を置く

総務課  
経理課  
企画課  
資料課

第2条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

### 司法修習生に関する規則

#### 一 会議及び協議会に関する事項

#### 二 機密に関する事項

#### 三 公印の保管に関する事項

#### 四 文書の接受及び発送並びに公文書類の編集及び保管に関する事項

#### 五 研修員及び司法修習生の合宿等の運営に関する事項

#### 六 他の課に属しない事項

第3条 経理課においては、次の事務をつかさどる。

#### 一 前渡資金に関する事項

#### 二 予算及び決算に関する事項

#### 三 物品の整備、出納及び保管に関する事項

#### 四 自動車の運行に関する事項

#### 五 厅舎等の施設の管理及び安全保持に関する事項

第4条 企画課においては、次の事務をつかさどる。

#### 一 研修及び修習の企画立案に関する事項

#### 二 研修及び修習の日程の編成に関する事項

#### 三 研修員及び司法修習生の招集に関する事項

#### 四 研修及び修習の日程の実施に関する事項

#### 五 研修及び修習の制度及び実態の調査に関する事項

#### 六 研修及び修習の結果の報告に関する事項

第5条 資料課においては、次の事務をつかさどる。

#### 一 研修及び修習に必要な資料の収集、編集、整備及び配布に関する事項

#### 二 教材及び講義案の編集、整備及び配布に関する事項

#### 三 司法研究に関する事項

#### 四 司法研修所論集等の刊行に関する事項

#### 五 図書の収集、保管、閲覧等に関する事項

第6条 事務局長において必要と認めたときは、一の課に属する事務を適宜他の課において処理させることができる。

(原文は縦書き)

#### 5 司法修習生に関する規則（昭和23年8月18日施行） （最高裁判所規則第15号）

改正 昭和27最高裁判所規則第22号、昭和45第13号

#### 第1章 総則

第1条 司法研修所長は、修習の全期間を通じて、修習に関しては、司法修習生を統轄

## 司法修習生に関する規則

する。

第2条 司法修習生は、最高裁判所の許可を受けなければ、公務員となり、又は他の職業に就き、若しくは財産上の利益を目的とする業務を行うことができない。

第3条 司法修習生は、修習にあたって知った秘密を漏らしてはならない。

## 第2章 修 習

第4条 司法修習生の修習については、高い識見と円満な常識を兼ね、法律に関する理論と実務を身につけ、裁判官、検察官又は弁護士にふさわしい品性と能力を備えるよう努めなければならない。

第5条 司法修習生は、修習期間の中、少くとも8箇月は裁判所で、4箇月は検察庁で、4箇月は弁護士会で実務を修習しなければならない。

前項の実務修習の時期及び場所は、司法研修所長が、これを定める。

第6条 司法修習生が病気その他の正当な理由によって修習しなかった90日以内の期間は、これを修習した期間とみなす。（p. 27「司法修習生に関する規則」）

第7条 実務修習は、司法研修所長が、地方裁判所、地方検察庁又は弁護士会に委託して、これを行わしめる。

司法研修所長は、前項の実務修習を高等裁判所又は高等検察庁に委託して行わしめることができる。

司法研修所長は、第1項の規定により弁護士会に実務修習を委託する場合には、日本弁護士連合会にその旨の通知をしなければならない。

第8条 最高裁判所は、実務修習の間、司法修習生に対する監督を高等裁判所長官、地方裁判所長、検事長、検事正又は弁護士会長に委託する。

第9条 実務修習の委託を受けた高等裁判所、地方裁判所、高等検察庁、地方検察庁及び弁護士会は、常に司法研修所と緊密な連絡を保ち、適当な修習をさせるように留意しなければならない。

司法研修所は、高等裁判所、地方裁判所、高等検察庁、地方検察庁及び弁護士会の修習の担当者を召集して、修習に関し協議を行うことができる。

第7条第3項の規定は、前項の規定により協議を行う場合に準用する。

第10条 実務修習の委託を受けた高等裁判所の長官、地方裁判所の所長、高等検察庁の検事長、地方検察庁の検事正及び弁護士会の会長は、実務修習を終えた際、修習事項の大要、成績、行状その他参考となる事項を司法研修所長に報告しなければならない。

第11条 司法研修所は、この規則に定めるもの外、修習に関して必要な事項を定めることができる。

高等裁判所、地方裁判所、高等検察庁、地方検察庁及び弁護士会は、この規則に定

## 司法修習生に関する規則

めるもの又は司法研修所が前項の規定によって定めるものの外、それぞれ各庁又は各会における修習について必要な事項を定めることができる。

高等裁判所長官、地方裁判所長、検事長、検事正及び弁護士会長は、前項の事項を定めたときは、これを司法研修所長に報告しなければならない。

## 第3章 考 試

第12条 裁判所法第67条第1項の試験を行うため、最高裁判所に司法修習生考試委員会（以下委員会といふ。）を常置する。

委員会は、委員長及び委員若干名でこれを組織し、委員長がその事務を掌理する。

委員長は、最高裁判所長官を以てこれに充て、委員は、裁判官、検察官、司法研修所教官、弁護士その他適當な者の中から、最高裁判所が、これを委嘱する。

委員会に書記を置く。

第12条の2 最高裁判所は、特に必要があると認めるときは、考查委員を委嘱することができる。

考查委員は、考試の実施に関し、委員長が特に命じた事務を行なう。

第13条 司法研修所長は、考試の前に、修習の成績を委員会に報告しなければならない。

前項の報告には、第10条により高等裁判所長官、地方裁判所長、検事長、検事正及び弁護士会長の提出した実務修習に関する報告書を添附しなければならない。

第14条 委員会は、裁判、検察及び弁護士事務の実務その他必要な事項について考試を行う。

第15条 考試の方法及び期日は、委員会がこれを定める。

第16条 委員会は、司法研修所長が報告した修習成績と考試の結果によって、合格、不合格を定め、委員長は、これを最高裁判所に報告しなければならない。

## 第4章 騛 免

第17条 司法修習生で左の各号の一に当る者は、これを罷免する。

- 一 禁錮以上の刑に処せられた者
- 二 禁治産者又は準禁治産者
- 三 破産者で復権を得ない者

第18条 最高裁判所は、司法修習生に左の事由があると認めるときは、これを罷免することができる。

- 一 品位を辱める行状があったとき
- 二 修習の態度が著しく不真面目なとき
- 三 成績不良で修習の見込みがないとき

## 司法修習生の給与に関する規則

- 四 病気のため修習に堪えないとき
- 五 本人から願出があったとき

第19条 司法研修所長は、司法修習生に前2条の各号に当る事由があると認めるときは、これを最高裁判所に報告しなければならない。

高等裁判所長官、地方裁判所長、検事長、検事正及び弁護士会長は、監督の委託を受けた司法修習生に、前2条の各号に当る事由があると認めるときは、司法研修所長を経て、これを最高裁判所に報告しなければならない。

(原文は縦書き)

## 6 司法修習生の給与に関する規則（昭和55年4月1日施行） （最高裁判所規則第2号）

改正 昭和55最高裁判所規則第9号、昭和56第7号、昭和58第4号、昭和59第7号、昭和60第4号、昭和61第7号、昭和62第10号、昭和63第1号、第7号、平成元第3号、平成2第7号、平成3第5号、平成4第10号、平成5第5号、平成6第10号

第1条 司法修習生の給与月額は、197,900円とする。

第2条 裁判官の報酬等に関する法律（昭和23年法律第75号）第4条から第7条までの規定は、司法修習生の給与について準用する。

第3条 司法修習生には、第1条に規定する給与のはか、一般職の国家公務員の例に準じて、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、期末手当及び勤勉手当を支給する。

第4条 司法修習生で常勤の国家公務員の職を兼ねるものには、司法修習生として受けるべき給与は、支給しない。

(原文は縦書き)

## 7 司法修習生の規律等に関する規程（昭和28年7月1日施行） （司法研修所規程第1号）

改正 昭和29司法研修所規程第2号、昭和51第1号、平成2第1号

### （身分証明書）

第1条 司法修習生は、司法研修所長より身分証明書の交付を受け、常にこれを携帯しないなければならない。

2 身分証明書を失い又は汚損したときは、直ちに、その再交付を求めなければならない。

## 司法修習生の規律等に関する規程

- 3 司法修習生の身分を失ったときは、直ちに、身分証明書を返さなければならない。  
(身上に関する届出)

第2条 司法修習生は、その身分を取得した後、直ちに、司法研修所長に対し、その定める様式にしたがって身上に関する届出をしなければならない。転籍、婚姻、氏名の変更、扶養家族の増減等身上に変動があったときも同様である。

2 裁判所、検察庁又は弁護士会における実務修習中身上に変動があったときは、前項の届出は、その長を経てするものとする。

### （住所に関する届出）

第3条 司法修習生は、入所した後、直ちに、その住所を司法研修所長に届け出なければならない。住所を変更したときも、同様である。

2 裁判所、検察庁又は弁護士会における実務修習中は、前項に準じ、その長に住所に関する届出をしなければならない。

3 前項の届出を受けた検察庁又は弁護士会の長は、これを地方裁判所長に通知するものとする。

### （旅行に関する届出等）

第4条 司法修習生は、宿泊を要する内国旅行をしようとするときは、あらかじめ司法研修所長に届け出なければならない。ただし、裁判所、検察庁又は弁護士会における実務修習中は、その長に届け出れば足りる。

2 司法修習生は、外国旅行をしようとするときは、司法研修所長の承認を受けなければならない。

3 前項の承認を受けようとする者は、司法研修所長に対し、その定める様式の承認申請書を提出しなければならない。この場合において、その者が、裁判所、検察庁又は弁護士会における実務修習中であるときは、その長を経て承認申請書を提出しなければならない。

### （欠席の承認）

第5条 司法修習生は、病気その他の事由により修習することができないときは、予め司法研修所長にその事由を附して欠席の承認を求めなければならない。但し、裁判所、検察庁又は弁護士会における実務修習中は、その長に対してすれば足りる。

2 病気、災害その他やむを得ない事由により、前項の規定によることができなかった場合には、遅滞なくその理由を附して、欠席の承認を求めなければならない。

3 欠席が6日以上にわたるときは、医師の証明書その他修習することができない事由を十分に明らかにする書面を提出しなければならない。

4 第1、2項の場合において、承認を求められた裁判所、検察庁又は弁護士会の長は、その結果を司法研修所長に通知するものとする。

司法修習生の規律等に関する規程

(健康管理)

第6条 司法修習生は、司法研修所、裁判所又は検察庁において実施される健康診断を受けなければならない。

(兼職等の許可申請)

第7条 司法修習生に関する規則第2条の規定により最高裁判所の許可を受けようとするときは、その申請書を司法研修所長に提出しなければならない。但し、裁判所、検察庁又は弁護士会における実務修習中は、その長を経て司法研修所長に提出するものとする。

第8条 司法修習生は、司法修習生に関する規則第2条に規定する場合を除く外、司法研修所長の許可を受けなければ、修習に支障を生ずる虞のある学業その他の業務に就くことができない。

2 裁判所、検察庁又は弁護士会における実務修習中前項の許可を受けようとするときは、その長を経て申請するものとする。

(参考様式) (編注) 用紙はA4縦長  
その1

(原文は縦書き)

○ ○ 届

平成 年 月 日

司法研修所長 殿

平成 年度採用(第 期)

司法修習生(組 配属)

氏名 ㊞

この度、 しましたので、戸籍謄本を添えてお届けします。

(脚) 転籍、婚姻、改氏名、出生届等

司法修習生の規律等に関する規程

その2

住 所 変 更 届

平成 年 月 日

司法研修所長 殿

平成 年度採用(第 期)

司法修習生(組 配属)

氏名 ㊞

下記のとおり住所を変更しましたので、お届けします。

記

旧住所

新住所

郵便番号( )電話( - - - )

その3

旅 行 届

平成 年 月 日

司法研修所長 殿

平成 年度採用(第 期)

司法修習生(組 配属)

氏名 ㊞

下記のとおり旅行しますので、お届けします。

記

1 旅行期間 平成 年 月 日(曜日)から  
平成 年 月 日(曜日)まで

日間

2 旅 行 先

3 旅行中の  
連絡先

(脚) 1 外国旅行の場合は外国旅行承認申請書による。

2 欠席を伴う場合は欠席承認願を別途提出する。

司法修習生のバッジに関する規程

その4

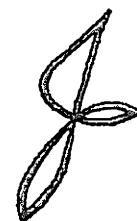
|                              |       |
|------------------------------|-------|
| 欠席承認願                        |       |
| 平成 年 月 日                     |       |
| 司法研修所長 殿                     |       |
| 平成 年度後期 第一期                  |       |
| 司法修習生（　組　配属、<br>氏名　　㊞）       |       |
| 下記のとおり欠席したいので、承認してください。<br>記 |       |
| 1 月 日                        | 日（曜日） |
| 2 事由                         |       |
| 3 添付書類                       |       |
| 4 連絡先                        |       |

8 司法修習生のバッジに関する規程（昭和32年12月1日施行）  
(最高裁判所規程第11号)

- 第1条 司法修習生は、この規程に定めるバッジをつけるものとする。  
 2 前項のバッジの形状及び制式は、附図のとおりとする。  
 第2条 前条のバッジは、交付する。  
 2 司法修習生がその身分を失ったときは、すみやかにバッジを返納しなければならない。

（原文は縦書き）

（附図）  
バッジの形状



司法修習生に関する規則第6条の運用について

バッジの制式

| 地質         | 大きさ  | 表 面 |                         | 裏面及<br>び側面 |
|------------|--|-----|-------------------------|------------|
|            |  | 縁   | 内 部                     |            |
| 銀<br>(七宝入) | 上片 長さ 1.0 機<br>幅 0.35機<br>右片 長さ 0.7 機<br>幅 0.23機<br>下片 長さ 0.95機<br>幅 0.3 機 |     | 上片 紺色<br>右片 赤色<br>下片 白色 | 銀          |

9 司法修習生に関する規則第6条の運用について

（昭和63年12月22日司研企第397号司法修習生配属の地方裁判所長、地方検察庁検事正、弁護士会長あて司法研修所長通知）

改正 平4.4.13（司法研修所長通知）

標記の運用について下記のとおり定めましたから、司法修習生の欠席日数の算出は、これによってください。

なお、貴府会で修習中の第42期司法修習生にこの趣旨を周知させてください。  
記

- 司法修習生に関する規則（昭和23年最高裁判所規則第15号）第6条に規定する90日以内の期間の計算においては、次の(1)から(3)までに掲げる日を含めないこととし、これらの日以外の日に修習できない場合を欠席とする。
  - 日曜日及び土曜日
  - 国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
  - 12月29日から翌年の1月3日まで
- 修習をしなかった期間は、欠席日数の合計により算出する。
- 欠席が正当な理由によるかどうかは、一般職の職員の給与等に関する法律（昭和25年法律第95号）第14条の3の規定に準じて、その都度司法研修所長又は実務修習会の長が判断するものとする。
- 1の(1)から(3)までに掲げる日以外の日は、自宅起案日、自由研究日（いわゆる夏期の休暇を含む。）その他の修習指導担当者の修習のための指示により出勤することを要しない日とされている場合であっても、病気その他この日に修習できない事情があ

司法修習生の実務修習中における外國旅行承認申請の手続について  
るときは、欠席として扱われる。したがって、数日にわたる欠席期間中に自由研究等の日があっても、欠席日数の計算上控除されない。

#### 10 司法修習生の実務修習中における外國旅行承認申請の手続について

(平成2年12月25日司研総第789号司法修習生配属の地方裁判所長、地方検察庁検事正、弁護士会長あて司法研修所長通知)

改正 平4.10.1 (司法研修所長通知)

平成2年司法研修所規程第1号による改正後の司法修習生の規律等に関する規程(昭和28年司法研修所規程第1号)第4条第3項に規定する様記の手続を下記のとおり定めましたので、平成3年1月10日からこれによってください。

なお、昭和61年7月10日付け司研総第431号司法研修所長通知「司法修習生の実務修習中における外國旅行許可願の手続について」は、廃止します。

記

- 1 司法修習生の規律等に関する規程第4条第3項に規定する様式は、別紙様式のとおりとする。
- 2 実務修習所の長は、提出された外國旅行承認申請書を、実務修習に対する支障の有無の意見を付し、旅行期間中の修習日程を添えた上、実務修習地の地方裁判所長を経由して、司法研修所長に送付する。

司法修習生の規律等に関する規程第4条第1項の運用等について

(別紙様式) (細注) 用紙はA4縦長

#### 外國旅行承認申請書

平成 年 月 日

司法研修所長 聲

平成 年度採用(第 期)  
司法修習生(組・修習地)  
氏名

印

下記のとおり外國旅行をしたいので、承認してください。

記

- 1 旅行先
- 2 目的 ア 新婚旅行、イ 観光、ウ その他( )
- 3 期間 平成 年 月 日(曜日)から | 日間  
平成 年 月 日(曜日)まで

修習内容(前期・民事裁判・刑事裁判・検察・弁護・後期)

- 4 旅行日程 別紙のとおり

- 5 同行者

- 6 国内の連絡先

- 7 経費ア 私費

イ 団体等から援助を受ける。  
(団体名)

- ④ (1) 旅行先には国名(又は地域名)を記載する。  
(2) 2及び7については該当項目を○で囲む。  
(3) 旅行日程(都市名等記載)を作成添付する。

#### 11 司法修習生の規律等に関する規程第4条第1項の運用等について

(昭和61年7月10日司研総第430号司法修習生配属の地方裁判所長、地方検察庁検事正、弁護士会長あて司法研修所長通知)

司法研修所における前期修習及び後期修習の期間中の様記の運用等について、下記のとおり取り扱うことにしましたから、参考までにお知らせします。

記

- 1 司法修習生が、司法研修所を中心とする半径50キロメートルの地域外への宿泊を伴

-29-

## 司法修習生指導要綱

- う移動をする場合には、旅行届を要するものとし、これ以外の移動については、旅行届を要しないものとする。
- 2 司法修習生が、1に定める地域内に居る場合は、修習ができる状態にあるものとする。したがって、この場合には自由研究日の欠席ということはない。
- 3 司法修習生が、届出を要する旅行をする場合において、その旅行期間中に自由研究日が含まれるときは、その日は欠席とする（昭和63年12月22日付け司研企第397号司法研修所長通知「司法修習生に関する規則第6条の運用について」記4参照）。ただし、出発の日又は帰着の日が、自由研究日である場合には、その日は欠席としない。

## 12 司法修習生指導要綱

（昭和29年7月1日 日記発第320号 司法修習生）  
〔配属の地方裁判所長、地方検察庁検事正、弁護士会長あて 司法研修所長通達〕

改正 昭47.10.23（司法研修所長通達）

### 第一章 総 則

### 第二章 一般教義

### 第三章 実務に関する修習

- 第一節 裁 判
- 第二節 檢 察
- 第三節 弁 護
- 第四節 补 則

### 第一章 総 則

第一 司法修習生の修習については、すでに修得した学識の深化及びその実務への応用とともに一般教養を重視し、もって法曹たるにふさわしい品位と能力を備え、かつその社会的使命を自覚させるように指導しなければならない。

### 第二 司法修習生の2年間の修習は、

- 1 司法研修所における前期修習（4箇月）
- 2 修習を委託された裁判所、検察庁及び弁護士会（以下「配属府」という）における修習（1年4箇月）
- 3 司法研修所における後期修習（4箇月）

の順序に行う。

第三 司法研修所における前期修習は、実務に関する一般的基礎的概念の把握を、配属府における修習は、裁判、検察及び弁護の実体の体得を、司法研修所における後期

## 司法修習生指導要綱

修習は、修習の総仕上げ及び全般的な調整を、それぞれ主眼として指導する。

第四 司法研修所は、毎年1回適当な時期に、各配属府の指導担当者を招集して司法修習生指導担当者協議会を開き、司法修習生の修習指導の運営に関する一般事項について協議を行う。

第五 修習を委託された裁判所、検察庁及び弁護士会は、指導に関する相互間の有機的な連絡を図り、あわせて司法研修所と緊密な連絡を保つため、配属地ごとに指導連絡委員会を設ける。

指導連絡委員会は、修習の効果をあげるため、修習の内容、修習の順序、修習に関する費用の使用方法等について、連絡協議する。

指導連絡委員会は、見学、講演会の実施等について、司法研修所及び配属府の各部門の修習との関係を考慮して、最も有効適切ならしめるよう努める。

第六 司法研修所及び各配属府は、常に司法研修所における修習と配属府における修習との関連調整について留意し、相互に修習内容の概要を報告しあうこととし、修習内容の重複を避け、又は相互にその不充分な点を補強することに努める。

司法研修所は、右の目的のため、必要に応じて、関係配属府の指導担当者との協議会を開くことができる。

第七 司法修習生の指導にあたっては、適宜教官及び指導担当者と司法修習生との懇談の機会を設けて、人格的接触を図り、また司法修習生の忌憚のない希望、感想などをきくよう努め、常に相互の理解のもとに修習の実をあげるように留意する。

### 第二章 一 般 教 義

第一 一般教義については、視野を広め、事物の本質を把握し、時代に対する高い識見と深い洞察力を養うように指導し、浅薄皮相な知識の獲得に堕さないように留意しなければならない。

第二 司法研修所においては、右の目的を達するための一助として、

- (一) 科学、宗教、芸術等各界の権威者による講演
- (二) 国会、博物館、近代的大企業施設等の見学
- (三) 音楽、演劇、芸術等の鑑賞
- (四) 英、独、仏等外国書の輪読等を行う。

第三 各配属府は、その地の実情に応じ前項に準じて、講演、見学等を行う。

### 第三章 実務に関する修習

#### 第一節 裁 判

各期における指導は、左の要領による。

##### 一 司法研修所における前期指導期間

###### (一) 指導目標

裁判所における裁判実務の全般について（特に判決手続を中心にして）修習記録等を使用し、その基礎的な概念を把握させ、実務に即した理論の研究を指導する。

###### (二) 指導方法

###### (A) 民事裁判

###### (1) 講 義

教官担当のもとに、修習記録等の教材を使用し、訴の提起から判決にいたるまでの訴訟手続の概要を、その発展段階に応じて訴訟上通常生ずる民事訴訟法上の諸問題を指摘しながら逐一解説し、その中で請求と請求原因、主張責任、立証責任、否認と抗弁等の民事訴訟法上の諸原則の実際的意義を理解させるとともに、弁論主義、当事者処分権主義の実務上果す機能を知らせ、民事裁判官のなす証明権の行使の重要性を認識させ、裁判の独立、訴訟の促進等裁判全般に関する重要な問題について民事裁判官としての在り方、心構えの体得に必要な指針を示すように努める。なお、判決書の作成についてその理論と技術を説明する。

###### (2) 判決の起案及び講評

あらかじめ修習記録を交付して数回判決書を作成させる。教材には理論的な法律問題を含み、しかも通常訴訟事件として多数あるもの数種類を選択するよう努める。

前期においては、具体的事件についての当事者の主張の法律構成の仕方に重点をおき、前記訴訟法上の諸原則の理解の徹底を図り、民事裁判においては法律判断の妥当性はいうをまたないが、その基礎をなす事実の認定の重要であることを会得させる。

###### (3) 問題研究

教官担当のもとに、主として修習記録を使用して、数回具体的事件についての主張の当否の判断、争点の整理、証明事項の有無の検討等の修練を行う。

教材はできるかぎり起案事件とは別の種類のもの（例えば仮処分事件、強制執行事件等）を選び、その手続の基礎的知識を与えることもあわせ考慮する。

###### (4) 特殊講義

民事、行政、労働、商事、家事等各事件の理論及び実務について基礎的知識を修得させるため、学者又は裁判官等に委嘱して特殊講義を行う。

###### (B) 刑事裁判

###### (1) 講 義

教官担当のもとに、適宜教材を使用し、判例、通達等の紹介に留意のうえ、訴訟記録について注釈を加えながら、公訴の提起から判決にいたるまでの公判手続の概要を実務の立場から解説し、訴因、証拠等判決をするにあたって特に研究考慮しなければならない諸問題を指摘するとともに、判決書の作成に関する理論と技術を教えるほか、刑事裁判機関の実際を明らかにし、裁判の独立、訴訟の促進、法廷の秩序維持等裁判全般に関する重要な問題につき、刑事裁判官として何を知るべきか、また、いかなる心構えを有すべきかについてこれが理解に必要な指針を示す等裁判所における刑事実務の全般にわたり一応の概念と問題の焦点を把握させる。

###### (2) 判決の起案及び講評

修習記録を使用し、通常一般に起り得べき事件で基本的な問題を多く含むものを選択し、判決書を起案させるほか、別に心証形成の理由を詳説した書面を作成させ、これに教官の詳密な講評を加えて刑事判決に関する実務一般を修得させることに努めるとともに、事実の判断、殊に情況証拠による事実認定についての考え方を会得させることに最も重点をおく。なお、起案は、あらかじめ自宅において必要な判例学説等を涉猟するに充分な余裕を与えてこれをなさしめ、むしろ事前の研究に主眼をおくものとする。

###### (3) 問題研究

前記判決起案の講評に際し、同事件に関連した訴訟法上及び実体法上の諸問題を挙げ、司法修習生相互に討論を行わせ、教官がその論点の所在及び考え方について指導する方法により研究を実施するほか、さらにこれを補い、かつ前記講義に対する理解の有無をたしかめるため、別に最近の実務上しばしば起りつつある問題で、多く諸家の見解も区々に分れ、最も論議の対象となっているものを選択し、前同様の方法による研究を時間の許すかぎり行う。

###### (4) 特殊講義

令状事務、少年審判等の理論及び実務について基礎的知識を修得させるため、裁判官等に委嘱して特殊講義を行う。

##### 二 実務修習地における指導期間

###### (一) 指導目標

## 司法修習生指導要綱

司法研修所前期の修習を基礎として裁判所における民事刑事実務の全般にわたり（特に判決手続を中心にして）、具体的な事件について手続の発展に応じ、これをいかに審理判断すべきかを徹底的に理解させ、これらの実際の事件処理を通じて裁判官として必要な心構えを体得させる。

### （二）指導方法

各実務修習地の実情に応じ、その修習指導を計画的、総合的かつ統一的なものにするため、左の要領にしたがい、具体的な指導計画を樹立する。

- (1) 司法修習生を部に配属する場合、一部に配属する司法修習生の数は、なるべく同時に少なくとも2名を下らないようにし、かつ合議事件と単独事件の双方について修得する機会を与えるほか、期間とにらみあわせ修習の効果を減殺しない限度において、なるべく複数の裁判官に接触することができるよう考慮する。
- (2) 個別的な指導担当者（例えば各配属部の裁判官）のほか、一般的な指導計画の樹立、各配属部間の連絡等の責に任ずる全般的な指導担当裁判官を特に定める。
- (3) 各指導担当裁判官は、全般的な指導担当裁判官と打合せて、期間中適宜協議会を開き、各部における指導の不統一ができるかぎりなくするよう横の連絡をはかるとともに、指導方法の研究向上に努める。

### （三）指導の範囲及び方針

(1) 実務の指導にあたっては、性質上研修所で行いがたいもの、例えば実際の事件についてはその受理から終結にいたるまで、訴訟の発展に応じ、訴訟指揮（民事については、特に証明権の行使、証拠調の限度等）、事実の認定、刑の量定の基準とすべき事由等いちいち裁判官の立場において考究させることを主眼とし、判決書の起案に偏することなく、また修習事件数の多寡について必ずしもこだわらないようとする。もっとも、修習させる事件の種類及び内容については、実務の実際において一般に起り得べき普通の事案を選び民事においては通常訴訟の第一審事件を主とし、各種事件の全般にわたるよう、その他修習効果、機密保持の観点等から適切な考慮を払うべきはいうまでもない。

したがって口頭弁論、公判及び合議の傍聴、準備手続、和解勧告（民事）の立会のほか、法廷外の証人尋問、検証等の見学もつとめて行わせ、かつ隨時發問して司法修習生に意見を述べさせ、またはその質問に応答する機会をできるかぎり多く与える。しかも常に単なる技術的指導にとどまらず、これを通じて裁判の独立、訴訟の促進、法廷の秩序維持等裁判全般に関する重要な問題について裁判官として必要な心構えを体得させることを忘れないようとする。

- (2) 各配属部における個別的指導の不充分または一様でない点を補足調整するため、できるかぎり多く特定の指導担当者（例えば全般的な指導担当裁判官）をし

## 司法修習生指導要綱

て、なるべく実務修習の趣旨にかなうような適當な方法により特別指導を行うようとする。

なお、司法修習生から提出された実務上の諸問題を中心とする共同研究又は重要な判例の共同研究を隨時実施し、司法修習生の自発的な研究意欲の向上をはかる。

### （三）その他

- (1) 民事においては、仮差押仮処分事件、強制執行事件、人事訴訟事件、行政訴訟事件、商事事件、労働事件等についても一般的基礎的知識を修得させる。  
右のような事件を特別部として専門に取扱っている裁判所においては係裁判官による講義その他適當な方法によって行う。
- (2) 家庭裁判所における家事事件及び少年審判（両者を通じ、原則として20日間）並びに令状事務についても、傍聴見学その他適當な方法により、事件の一応の取扱方を修得させるようとする。
- (3) 裁判事務以外に書記官事務の見学等を行い、裁判所全体の機構と活動状況を理解させる。

## 三 司法研修所における後期指導期間

### （一）指導目標

実務修習地における修習のあとをうけ、各修習地における実情の異なるにより生ずることのあるべき修習上の不平均をただすほか、一般的に従来の修習上の欠陥不足を補うため、調整的かつ総合的な修習指導を実施して、その後の仕上げを期する。

### （二）指導方法

#### (A) 民事裁判

判決の起案講評及び実務に関する問題研究を主眼とし、前期の場合に準じ修習を指導する。

もっとも、起案事件については、前期に使用したものとは別な法律問題を含み、事実認定についても問題のあるものを選び、特に事案の見方、各証拠の価値判断、それに基いて生ずる結論の当否の点について考慮を払い、民事裁判官として法律判断のほかに事実の認定の重要性を体得させる。

#### (B) 刑事裁判

判決の起案講評及び実務に関する問題研究を主眼とし、前期の場合に準じ修習を指導する。

もっとも、起案事件については、前期の場合に比しより複雑困難なものを探り、かつ原則として在庁即日起案とし、すでに修得した知識に基き、もっぱら自

己の判断により事件を処理する能力を養うように指導する。

## 第二節 檢 察

各期における指導は、左の要領による。

### 一 司法研修所における前期指導期間

#### (一) 指導目標

検察実務に関する基本的一般的知識を与え、もって検察に対する関心と理解を持たせることを目標とする。

#### (二) 指導方法

##### (1) 講 義

教官担当のもとに、まず主として「検察講義案」を教材として、検察の沿革、検察精神、検察機関、検察事務等について概説的説明を行い、検察全般にわたる理解を与えたうえ、統いて修習記録等をも併用しながら、検察官の職務の本体をなす事件の検査方法（検査手続、検査書類の作成を含む）、事件処理、公判手続の立会（上訴手続を含む）等につき具体的に解説する。

なお、事件処理上通常理解を必要とする特別法（例えば少年法、暴力行為等处罚に関する法律、盗犯等の防止及処分に関する法律等）、確定判決に基く各種執行事務一般についても概説的説明を行う。

##### (2) 檢察起案及び斟評

教官担当のもとに、修習記録を使用して起訴状又は不起訴裁定書を作成させる（4件位）。

これには事実の認定、法律の適用について問題点が多く、しかも検察実務上発生することの多い事件を選び、事案に対する検察官としての円満妥当な判断力の涵養に努め、あわせて起訴便宜主義の真髄を会得させるよう指導する。事案に関連して生ずる法律問題の検討も怠らない。

なお、起案は、あらかじめ自宅において必要な判例学説を涉猟検討するに充分な余裕を与えて行うものと、すでに修得した知識に基きもっぱら自己の判断により事件を処理させる在庁即日起案の双方を、適宜案配して行う。

##### (3) 演 習

教官担当のもとに、修習記録、実務問題集等を教材として、講義並びに検察起案を補足するため、検察実務上の諸問題について演習を行う。

### 二 実務修習地における指導期間

#### (一) 指導目標

司法研修所前期の指導をうけて、検察庁における検察実務の実体を体得させ、

もって検察の伝統とふんいきに浴させて、検察に対する理解を深めるとともに、実際の事件処理を通じて検察官として必要な心構えを体得させることを目標とする。

#### (二) 指導方法

司法修習生の修習の委託を受けた各検察庁は、必ず1名ないし数名の指導担当検察官を定め、一定の指導計画のもとに最も能率的にその指導にあたる。

#### (三) 指導の範囲及び方針

(1) 実務の指導にあたっては、性質上研修所で行いがたいもの、すなわち実際事件の検査、処理、公判立会、検察事務等について、検察官として必要な理解を得させることを主眼とし、しかもその簡単なる技術的指導にとどまらず、検察の不羈独立、警察指揮等検察に関する重要な問題について、検察官として必要な心構えを体得させることを心がける。

(2) 実際事件の処理は、刑法犯を主とし、なるべく各種罪名にわたり合計25件位を処理させることを標準とし、その3分の1位は起訴事件とする。その他強盗、殺人、放火等重要事件についても、支障のないかぎり、検視、検証、取調等の要領を修得させるようする。

(3) 事件の検査については、特に取調技術、主要犯罪検査要領、証拠収集方法、検査書類作成要領を中心に、指導担当検察官において、個々の事件を通じて指導するほか、隨時指導担当検察官又は他の検察官より講義し、あるいは共同研究会を実施して指導を行う。

(4) 事件の処理については、特に事件の真相を把握、見透しの体得、証拠の価値判断、起訴・不起訴処分決定の基準の体得、事件報告の要領等を重点として指導し、検察官として必要である迅速な決断力と円満妥当な判断力等を養成体得させることを主眼とする。

(5) 公判の立会については、検察官として公判に臨む心構え、態度等について理解させた上、冒頭陳述の起案、提出証拠の整理、毎回事項書の起案、論告要旨の起案等をさせ、あるいは証人尋問技術について指導し、もって公判立会の要領を修得せるとともに、これを通じて検察官の公判における活動の重要性を認識させる。

(6) その他検察実務に関する研究会を行い、執行、令状、証拠品等検察事務全般について、講義、見学その他適切な方法によりその取扱を修得させ、また警察、刑務所に対する指揮及び連絡、裁判所との連絡、上級検察庁に対する報告、他検察庁との共助等についても適宜その要領を指導し、もって検察機関全般の有機的企画的活動の実体を理解させる。

### 三 司法研修所における後期指導期間

## 司法修習生指導要綱

### (一) 指導目標

検察に関する総合的最終的指導を施し、すでに修得した検察実務の理論的、実際的理解を完たからしめることを目標とする。

### (二) 指導方法

修習記録による起案及び講評と、検察事務に関する問題の研究討論とを主とし、なお、前期及び実務修習地の修習に対する補足的講義を行い、検察修習の総仕上げを期する。起案事件については、前期の場合よりも複雑困難なもの選び、かつ在庁即日起案を多くし、検察官として必要である迅速妥当な処理能力の養成に努める（4件位）。

## 第三節 弁 護

各期における指導は、左の要領による。

### 一 司法研修所における前期指導期間

#### (一) 指導目標

民事、刑事に関する一般弁護実務の基本を修得させ、もって弁護に対する関心と理解を持たせることを目標とする。

#### (二) 指導方法

##### (A) 民事弁護

###### (1) 講 義

事件の受任から保全処分の申請又は訴の提起まで、並びに訴の提起から判決までの訴訟の進展経過を、訴訟代理人の立場から解説し、請求の趣旨及び原因、認否、抗弁、立証責任等民事訴訟法上の諸原則の実際的意義を修得させる。なお、強制執行、調停、家事審判等に関する実務の概要も修得させる。

###### (2) 起案及び講評

修習記録により訴状、答弁書、準備書面、契約書等を作成させ、これに対する講評を行い、法律構成の仕方、攻撃防禦方法の提出の仕方等基本的訓練を行う。

###### (3) 討論及び講評

訴訟事件を対象として、訴訟代理人の立場から請求の趣旨及び原因、認否、抗弁、立証方法等につき討議させ、これに対する講評を行い、講義、起案及び講評と相まって訴訟事件に対する基本的訓練を行う。

##### (B) 刑事弁護

###### (1) 講 義

公訴の提起から判決までの訴訟の進展経過を解説し、刑事弁護人の立場から

## 司法修習生指導要綱

公訴事実に対する陳述、証拠申請、被告人及び証人に対する尋問、証拠の認否、最終弁論等刑事訴訟法上の重要な訴訟行為の実際的意義を修得させる。

### (2) 起案及び講評

修習記録により弁論要旨、控訴趣意書、上告趣意書を作成させ、これに対する講評を行い、書面作成に関する基本的訓練を施し、その理論と技術を指導する。

### (3) 討論及び講評

刑事事件における実体法及び手続法に関する問題を提供して討論させ、これに対する講評を行い、講義、起案及び講評と相まって刑事事件に対する基本的訓練を行う。

## 二 実務修習地における指導期間

### (一) 指導目標

司法研修所前期の指導をうけて、民事及び刑事に関する弁護実務の実体を修得させるとともに、これを通じ弁護士の使命及びその職務の理解を深めることを期する。

### (二) 指導方法及び方針

(1) 弁護士会で選任した指導担当弁護士により、事件の受任から終結にいたるまでの進展経過の実体を、裁判所及び裁判所外において具体的に指導体得させ、特に法廷における弁論を見学させ、依頼者との面談の際に同席させ、また受任した既済・未済の訴訟記録を閲覧研究させる。

(2) 右と併行して、弁護士会司法修習委員会において、特別講義、討論、起案、座談会、見学、模擬裁判等を適宜行う。

(3) 弁護士会司法修習委員会と各指導弁護士間及び各指導弁護士相互間に緊密な連絡をとり、民事弁護と刑事弁護の修習がその一方に偏しないように指導する。

### (三) 指導の範囲

前記方針に基いて、指導担当弁護士と弁護士会司法修習委員会との協調のもとに、おおむね左の事項について指導する。

#### (A) 民事弁護

##### (1) 弁護士倫理

(2) 民事訴訟第一、二審、上告審、保全処分、強制執行、調停、家事審判事件

(3) 商事、非訟、商業登記及び不動産登記事件

(4) 契約書、鑑定書等の起案

#### (B) 刑事弁護

##### (1) 弁護士倫理

(2) 刑事訴訟第一審、控訴審、上告審における各種書類の起案

## 司法修習生指導要綱

(3) 身柄拘束中の被疑者又は被告人との面接その他弁護権の行使方法

### 三 司法研修所における後期指導期間

#### (一) 指導目標

前2期間において、弁護士の立場にあって修得した民事事件及び刑事事件の理論的実際的理解について全般的な調整を図りながらその総合的最終的指導をする。

#### (二) 指導方法

前記指導に準じ、左の要領による。

(1) 講義

(2) 起案及び講評

(3) 討論及び講評

### 第四節 补 則

第一 司法研修所においては、実務に関する修習に資するため、

(一) 稽記会計学、刑事政策、法医学、精神病学、犯罪心理学等のいわゆる補助科学及び外国法についての専門家による講演

(二) 英米証拠法、コンツェルン法、鑑識学、行刑司法保護等実務上参考となる特殊の事項についての特別講義

(三) 全国における事件処理状況等法律実務の実情についての関係当局の実務家による講演

(四) 先輩法曹の講演又は座談会

(五) 裁判傍聴、証券取引所、手形交換所、刑務所、科学捜査研究所等実務に關係のある中央の施設の見学等を行う。

第二 各配属庁は、その地の実情に応じ、前項に準じて、講演見学等を行う。

第三 本要綱の実施にあたっては、各配属庁の実情に即して、本要綱の定める趣旨に反しないかぎり、適切妥当な修正を施しても差支えないものとする。

(原文は縦書き)

## 司法研修所いづみ寮在寮準則

### 13 司法研修所いづみ寮在寮準則 (平成6年2月14日制定) (同年4月4日施行)

裁判所の庁舎等の管理に関する規程(昭和43年最高裁判所規程第4号)第2条第4項の委任に基づき、同規程第19条によって司法研修所いづみ寮在寮準則を次のとおり定める。

第1条 この準則は、司法研修所いづみ寮(以下「寮」という。)が主として司法研修所における研修、研究、修習をする者の研修等のための滞在の用に供するものであることにかんがみ、寮の管理について必要な事項を定めるものとする。

第2条 入寮を希望する者は、入寮許可願を提出して、許可を受けなければならない。  
入寮の許可を受けた者(以下「在寮者」という。)は、寮設置の目的を達成するため、寮における秩序を維持し、適切な環境を保持するよう協力しなければならない。

第3条 在寮者は、寮設置の目的を尊重し、他人の勉学、就寝を妨げ、その他他人の迷惑となる行為をしてはならない。

第4条 在寮者は、門限までに帰寮しなければならない。

来訪者がある場合は、門限までに退出させなければならない。

第5条 在寮者は、集会のため寮を使用する場合又は寮において文書等を掲示する場合には、その都度あらかじめ許可を受けなければならない。

第6条 在寮者は、常に防火に注意し、所定の場所以外で火気の使用又は喫煙をしてはならない。

火災その他の災害に際しては、消防及び避難に協力しなければならない。

第7条 在寮者は、その責に帰すべき事由により、建物、附属設備、備品等を毀損し、又は滅失させたときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

第8条 在寮者は、寮係員が建物、附属設備、備品等の管理のため寮室に立ち入る必要があるときは、これに協力しなければならない。

第9条 この準則若しくは第10条に基づき別に定める細則に違反したときは、又は寮の管理上やむを得ない事由があるときは、退寮させることができる。

第10条 この準則の施行についての細則は、別に定める。

## 司法研修所職員名簿

## 司法研修所職員名簿

(平成 6 8. 1 現在)

|   |         |  |  |
|---|---------|--|--|
| 所<br>判<br>事<br>長                                | 櫻井文夫    |  |  |
| 第一<br>部<br>教<br>官<br>判<br>事                     | 山本和敏    |  |  |
| "   | 相良朋紀    |  |  |
| "   | 岩瀬徹     |  |  |
| 第二<br>部<br>民<br>事<br>裁<br>判<br>教<br>官<br>判<br>事 | 原田和徳    |  |  |
| "   | 久保内卓亞   |  |  |
| "   | 宮崎公男    |  |  |
| "   | 井上 稔    |  |  |
| "   | 古賀 寛    |  |  |
| "   | 奥田 隆文   |  |  |
| "   | 加藤 幸雄   |  |  |
| "   | 田村 幸一   |  |  |
| "   | 難波 幸一   |  |  |
| "   | 小泉 博嗣   |  |  |
| "   | 三代川 三千代 |  |  |
| 刑<br>事<br>裁<br>判<br>教<br>官<br>判<br>事            | 村上光鶴    |  |  |
| "   | 大山隆司    |  |  |
| "   | 平谷正弘    |  |  |
| "   | 山室 恵    |  |  |
| "   | 的場純男    |  |  |
| "   | 山崎学     |  |  |
| "   | 上垣猛     |  |  |
| "   | 村上博信    |  |  |
| "   | 大島隆明    |  |  |
| "   | 合田悦三    |  |  |
| "   | 戸倉三郎    |  |  |

## 司法研修所職員名簿

## 検察教官

|               |      |  |
|---------------|------|--|
| 馬場義宣          |      |  |
| 樋渡利秋          |      |  |
| 安達敏男          |      |  |
| 川野辺充子         |      |  |
| 北村道夫          |      |  |
| 本多英明          |      |  |
| 井阪博           |      |  |
| 住田裕子          |      |  |
| 廣瀬勝人          |      |  |
| 佐々木正輝         |      |  |
| 民事弁護教官<br>弁護士 | 須藤正彦 |  |
| "             | 安西愈  |  |
| "             | 春原誠  |  |
| "             | 大橋正春 |  |
| "             | 永石一郎 |  |
| "             | 山本剛嗣 |  |
| "             | 本間通義 |  |
| "             | 画田泰亮 |  |

司法研修所職員名簿

民事弁護教官

弁護士 増田嘉一郎

" 鬼丸かおる

" 馬橋隆紀

刑事弁護教官

弁護士 荒井洋一

" 濱田俊郎

" 阪本清

" 山口元彦

" 三角信行

" 玉利誠一

" 古口章

" 安藤良一

" 井澤保彦

" 木村孝

司法研修所職員名簿

刑事弁護教官

弁護士 江藤洋一

所付  
判事補

" 山田明

" 笠井之彦

" 幅田勝行

所付  
検事

猪俣尚人

所付  
弁護士

伊藤尚

" 小林明彦

" 鈴木秀彦

" 佐藤誠治

" 本郷亮

" 二宮照興

事務局長

判事 加藤新太郎

事務局次長

事務官 下平善昭

司法修習生の修習終了者数一覧表

司法修習生の修習終了者数一覧表

| 期別(採用年度)  | 人員          | 終了後の区分     |      |           |             |           |
|-----------|-------------|------------|------|-----------|-------------|-----------|
|           |             | 判事補        | 簡裁判事 | 検事        | 弁護士         | その他       |
| 第1期(昭22)  | 134<br>(2)  | 72<br>(1)  |      | 44<br>(1) | 18          |           |
| 第2期(昭23)  | 240<br>(2)  | 106<br>(1) |      | 54<br>(1) | 78          | 2         |
| 第3期(昭24)  | 284<br>(3)  | 84<br>(2)  |      | 77        | 113<br>(1)  | 10        |
| 第4期(昭25)  | 246<br>(4)  | 57<br>(1)  |      | 79<br>(1) | 97<br>(1)   | 13<br>(1) |
| 第5期(昭26)  | 215<br>(4)  | 51<br>(2)  |      | 67        | 84          | 13<br>(2) |
| 第6期(昭27)  | 226<br>(1)  | 45         |      | 48        | 131<br>(1)  | 2         |
| 第7期(昭28)  | 236<br>(7)  | 67<br>(5)  |      | 59        | 109<br>(2)  | 1         |
| 第8期(昭29)  | 216<br>(3)  | 73         |      | 50        | 89<br>(2)   | 4<br>(1)  |
| 第9期(昭30)  | 267<br>(9)  | 77<br>(2)  |      | 45        | 143<br>(7)  | 2         |
| 第10期(昭31) | 256<br>(10) | 65<br>(3)  |      | 45        | 144<br>(7)  | 2         |
| 第11期(昭32) | 282<br>(14) | 69<br>(3)  |      | 51<br>(1) | 157<br>(10) | 5         |
| 第12期(昭33) | 291<br>(7)  | 81<br>(1)  |      | 44<br>(1) | 166<br>(5)  |           |
| 第13期(昭34) | 349<br>(11) | 83<br>(3)  | 1    | 48<br>(1) | 216<br>(7)  | 1         |
| 第14期(昭35) | 319<br>(10) | 75<br>(4)  |      | 42        | 202<br>(6)  |           |
| 第15期(昭36) | 334<br>(14) | 88<br>(3)  |      | 49<br>(2) | 202<br>(8)  | 4<br>(1)  |
| 第16期(昭37) | 365<br>(18) | 56<br>(3)  | 1    | 45<br>(1) | 261<br>(14) | 2         |
| 第17期(昭38) | 441<br>(23) | 68<br>(6)  | 4    | 52<br>(1) | 316<br>(16) | 1         |
| 第18期(昭39) | 478<br>(25) | 63<br>(2)  | 3    | 47<br>(1) | 359<br>(21) | 6<br>(1)  |

司法修習生の修習終了者数一覧表

| 期別(採用年度)  | 人員          | 終了後の区分    |           |           |             |             |
|-----------|-------------|-----------|-----------|-----------|-------------|-------------|
|           |             | 判事補       | 簡裁判事      | 検事        | 弁護士         | その他         |
| 第19期(昭40) | 484<br>(26) | 61<br>(2) | 12<br>(2) | 49        | 356<br>(21) | 6<br>(1)    |
| 第20期(昭41) | 511<br>(28) | 77<br>(5) | 8<br>(1)  | 49<br>(1) | 369<br>(20) | 8<br>(1)    |
| 第21期(昭42) | 516<br>(18) | 78<br>(2) | 6         | 53        | 374<br>(16) | 5           |
| 第22期(昭43) | 512<br>(21) | 61<br>(1) | 3         | 38        | 405<br>(20) | 5           |
| 第23期(昭44) | 506<br>(37) | 63<br>(1) | 2<br>(1)  | 47<br>(3) | 398<br>(30) | 6<br>(2)    |
| 第24期(昭45) | 495<br>(34) | 58<br>(2) |           |           | 59<br>(5)   | 370<br>(27) |
| 第25期(昭46) | 493<br>(33) | 65<br>(3) | 1         | 50        | 371<br>(23) | 6<br>(3)    |
| 第26期(昭47) | 506<br>(29) | 85<br>(5) |           |           | 47<br>(2)   | 367<br>(20) |
| 第27期(昭48) | 543<br>(27) | 84<br>(2) |           |           | 38<br>(2)   | 416<br>(22) |
| 第28期(昭49) | 537<br>(24) | 78<br>(3) | 1         | 74<br>(3) | 376<br>(16) | 8<br>(2)    |
| 第29期(昭50) | 487<br>(21) | 70<br>(3) | 2         | 50        | 363<br>(18) | 2           |
| 第30期(昭51) | 463<br>(32) | 76<br>(6) | 2         | 58<br>(4) | 325<br>(22) | 2           |
| 第31期(昭52) | 465<br>(40) | 61<br>(4) | 3<br>(1)  | 49<br>(4) | 350<br>(31) | 2           |
| 第32期(昭53) | 454<br>(32) | 63<br>(5) | 1         | 50<br>(5) | 336<br>(21) | 4<br>(1)    |
| 第33期(昭54) | 484<br>(33) | 61<br>(4) |           |           | 38<br>(1)   | 378<br>(27) |
| 第34期(昭55) | 499<br>(38) | 62<br>(2) |           |           | 53<br>(2)   | 383<br>(34) |
| 第35期(昭56) | 483<br>(49) | 57<br>(8) | 1         | 53<br>(2) | 370<br>(39) | 2           |
| 第36期(昭57) | 436<br>(33) | 58<br>(1) |           |           | 50<br>(1)   | 325<br>(30) |
| 第37期(昭58) | 447<br>(44) | 52<br>(7) |           |           | 49<br>(2)   | 343<br>(34) |

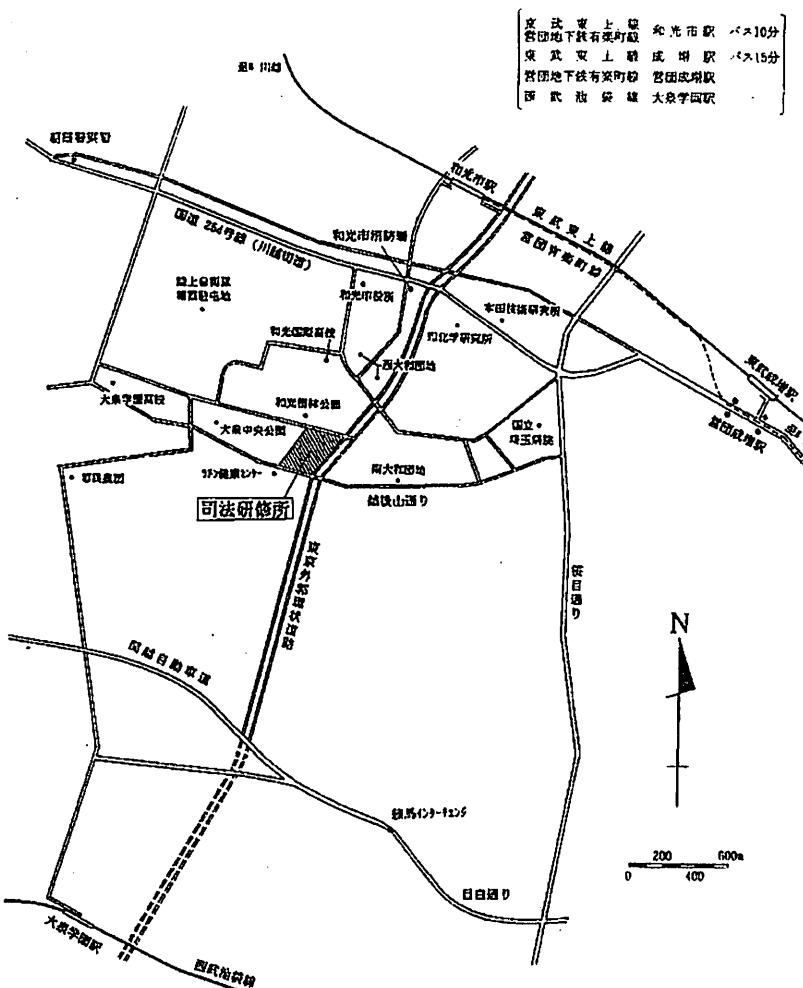
司法修習生の修業終了者数一覧表

| 期別(採用年度)  | 人員                | 終了後の区分          |           |                |                 |             |
|-----------|-------------------|-----------------|-----------|----------------|-----------------|-------------|
|           |                   | 判事補             | 簡裁判事      | 検事             | 弁護士             | その他         |
| 第38期(昭59) | 450<br>(44)       | 70<br>(8)       |           | 34<br>(4)      | 342<br>(32)     | 4           |
| 第39期(昭60) | 448<br>(52)       | 62<br>(10)      |           | 37<br>(6)      | 347<br>(36)     | 2           |
| 第40期(昭61) | 482<br>(45)       | 71<br>(8)       | 2         | 41<br>(4)      | 367<br>(32)     | 1<br>(1)    |
| 第41期(昭62) | 470<br>(57)       | 58<br>(10)      |           | 51<br>(6)      | 380<br>(40)     | 1<br>(1)    |
| 第42期(昭63) | 489<br>(63)       | 81<br>(16)      |           | 25<br>(3)      | 376<br>(44)     | 4           |
| 第43期(平元)  | 506<br>(58)       | 94<br>(20)      | 2         | 46<br>(4)      | 359<br>(34)     | 5           |
| 第44期(平2)  | 508<br>(70)       | 65<br>(16)      |           | 50<br>(8)      | 378<br>(45)     | 15<br>(1)   |
| 第45期(平3)  | 506<br>(72)       | 94<br>(20)      | 4         | 49<br>(8)      | 356<br>(44)     | 3           |
| 第46期(平4)  | 594<br>(84)       | 102<br>(18)     | 2         | 75<br>(11)     | 406<br>(55)     | 9           |
| 計         | 18,953<br>(1,311) | 3,247<br>(234)  | 61<br>(5) | 2,302<br>(106) | 13,141<br>(941) | 202<br>(25) |
| 第47期(平5)  | 633<br>(123)      | 現在修習中(平成7年終了予定) |           |                |                 |             |
| 第48期(平6)  | 703<br>(145)      | (平成8年終了予定)      |           |                |                 |             |
| 総計        | 20,287<br>(1,579) |                 |           |                |                 |             |

(注) 修習終了直後の数による。括弧内は女子で内数である。

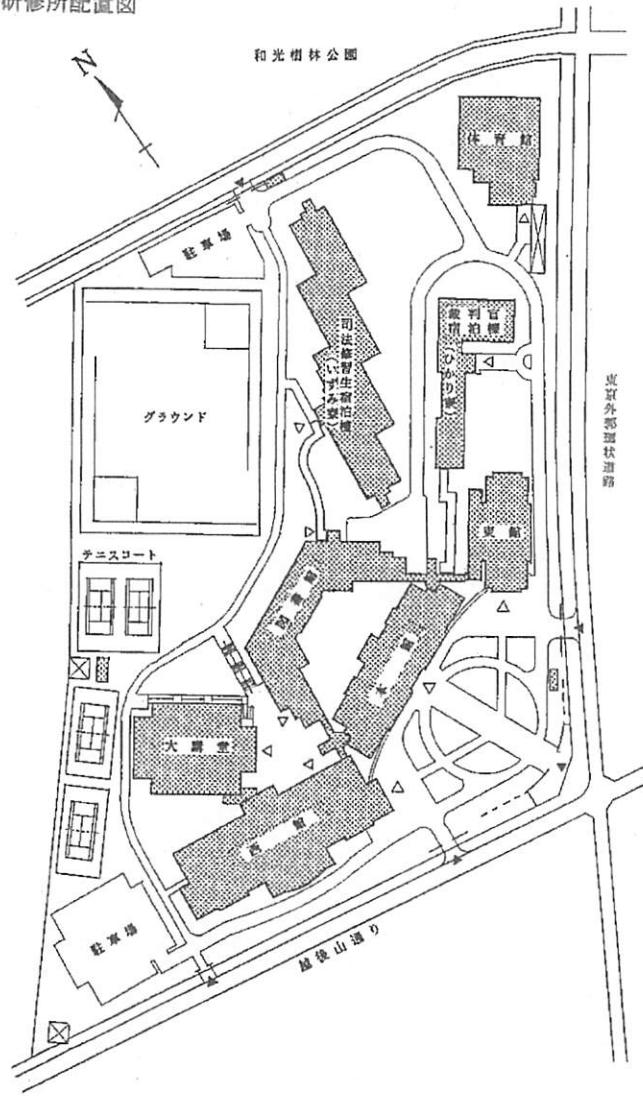
### 案 内 図

司法研修所案内図



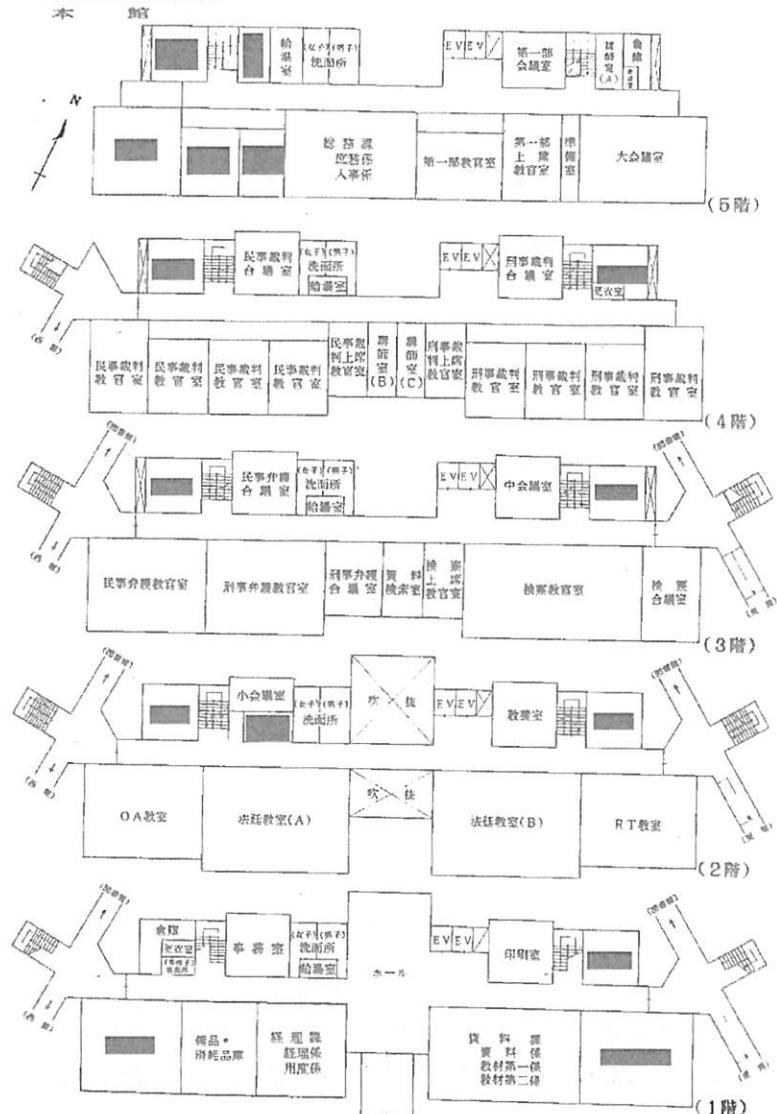
案 内 図

司法研修所配置図

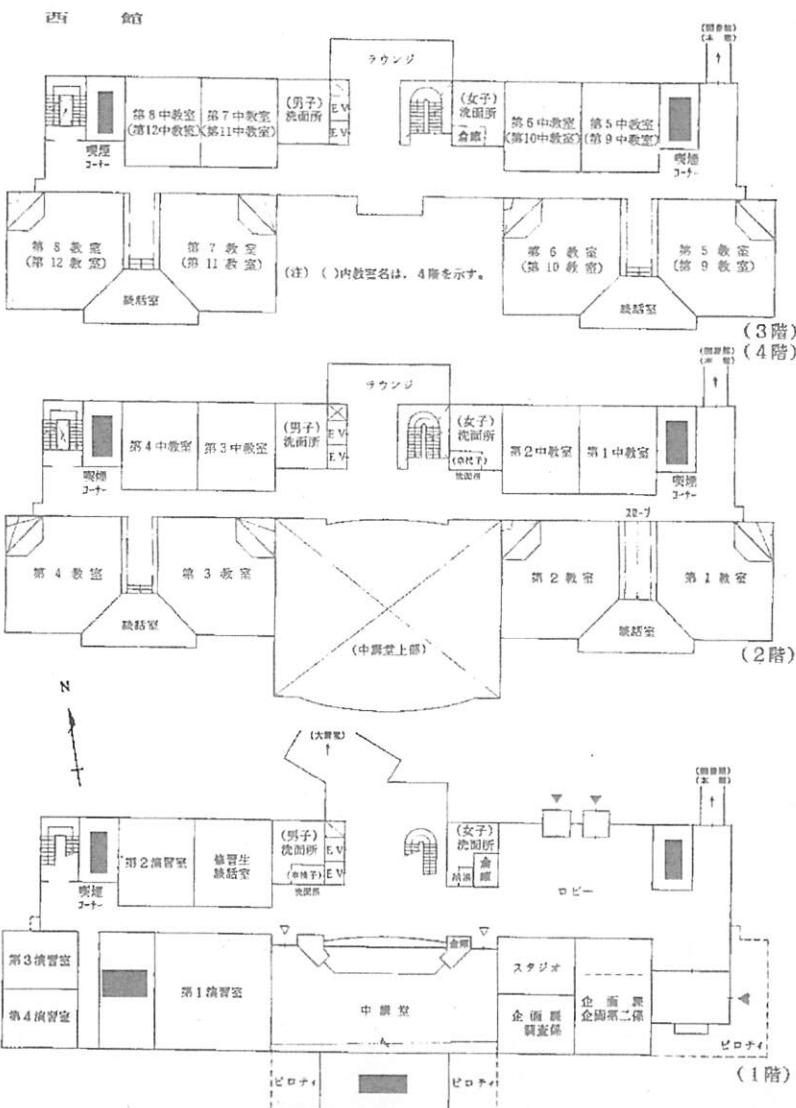


案 内 図

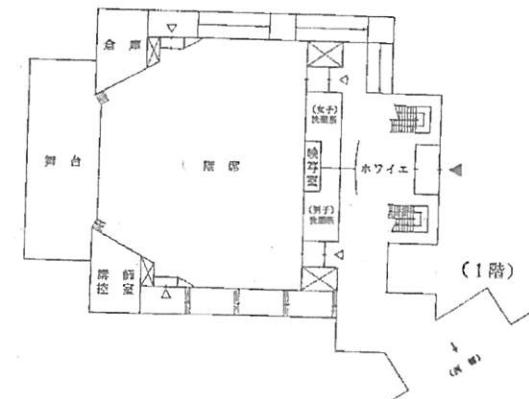
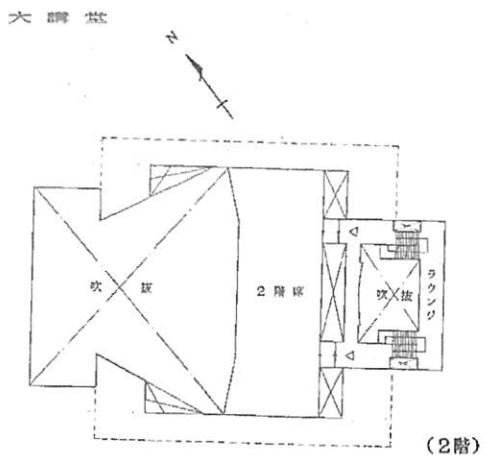
司法研修所平面図



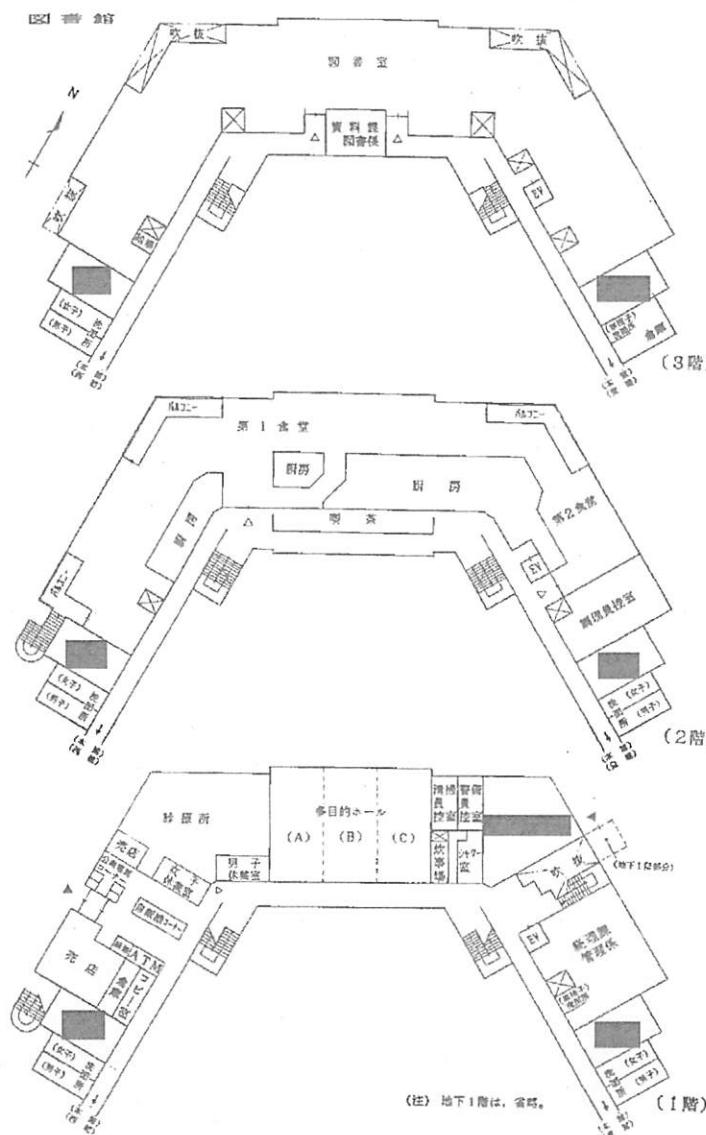
案 内 図



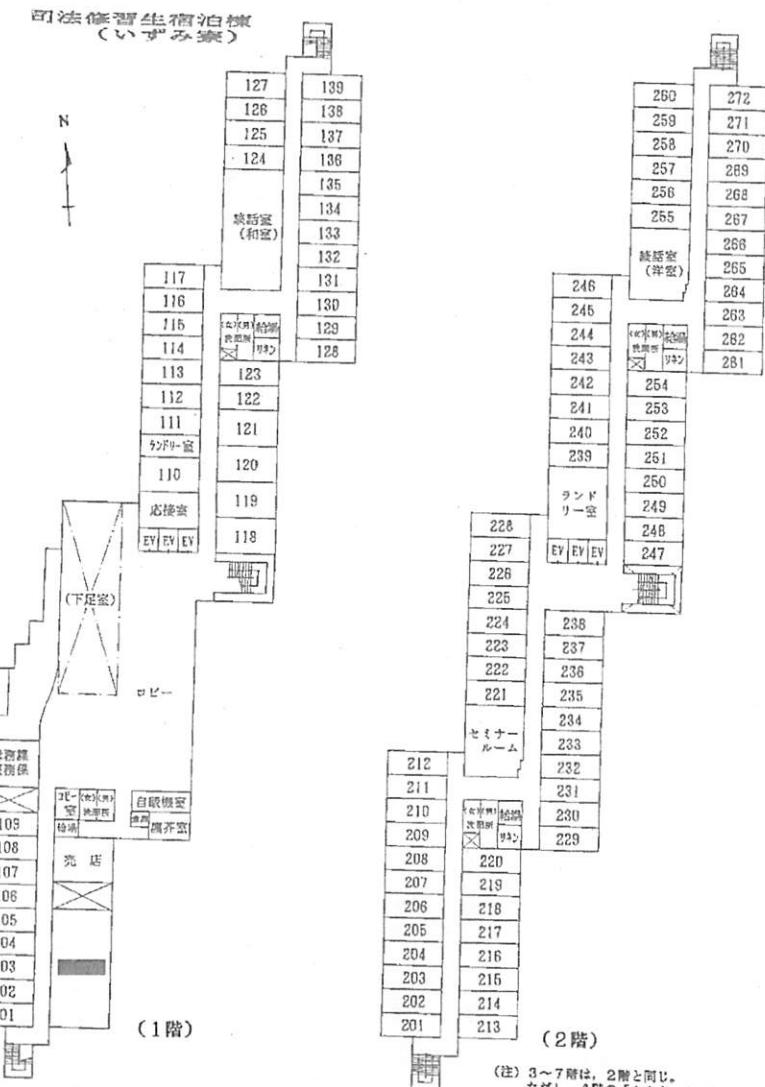
### 案 内 図



案内図



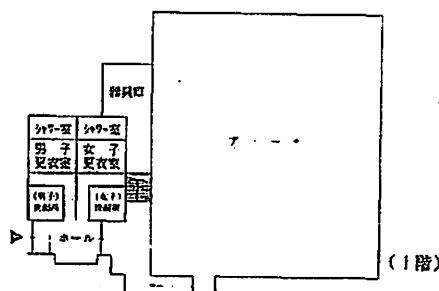
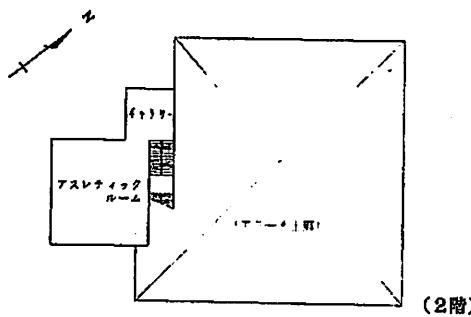
案内図



(注) 3~7階は、2階と同じ。  
ただし、4階の「セミナールーム」  
記載部分は資料室。

案 内 図

体 育 室



司法修習生便覧 1995

平成 6 年12月発行

司 法 研 修 所

〒351-01 埼玉県和光市南二丁目 3番 8号  
電話 048-460-2000 (代表)